

令和4年分

確定申告書等作成コーナー入力マニュアル (パソコン版)

- このマニュアルは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」における入力方法や一般的な事項について説明しています。
- このマニュアルでは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。

自宅から
スマホやパソコンでe-Tax！

作成コーナー



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます！

「確定申告書等作成コーナー」なら、画面の案内に沿って入力するだけで、自動計算されるため、ご自身で計算する必要がありません。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！
書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

- マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。
- 作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

令和4年分の所得税等の確定申告書の受付

令和5年2月16日(木)から同年3月15日(水)まで

還付申告書は、令和5年2月15日(水)以前でも提出できます。

確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。



税務職員ふたば

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ
税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。
お問合せ内容をメニューから選択するか、
文字を入力いただくことにより、
人工知能(AI)が自動でお答えします。

ご相談はこちら



税務署 この社会あなたの税がいきている

作成を始める前に

手順1

手順2

手順3

手順4

手順5

用語の解説・お知らせ

目次

ページ

1. 確定申告書等作成コーナーの入力方法	
手順1 ▶ 確定申告書の作成開始	2
手順2 ▶ 収入金額等、▶ 所得金額等の入力	6
手順3 ▶ 所得から差し引かれる金額(所得控除)の入力	14
手順4 ▶ 税額控除等の入力	28
手順5 ▶ 確定申告書の送信・データ保存	43
2. 用語の解説・お知らせ	46

確定申告書の作成を始める前に知っておきたいこと



確定申告書等作成コーナーとは…

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォンやパソコンで画面の案内に沿って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成(➡2ページ)することができます。作成した確定申告書等は、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。

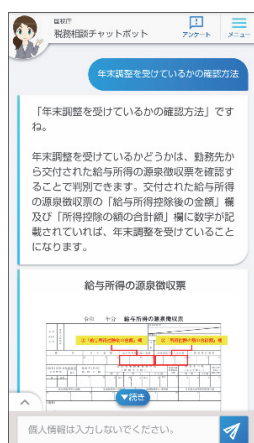
自宅での申告書作成で困ったときは…

確定申告書等作成コーナーでは、**自動計算**で申告書を作成でき、e-Taxで申告書を送信する場合には、添付書類の提出又は提示を省略することができるほか、書面で提出する場合に比べて還付金を早く受け取ることができます。

自宅での申告書作成にあたっての便利な機能をご紹介します。

▶ チャットボットに相談する

チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者が知りたい情報について、メニューの選択や、フリーワード(話し言葉、キーワードなど)の入力をする、AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示するシステムをいいます。



スマホはこちらから



次の2つの方法で質問できます。

① メニューから選択する

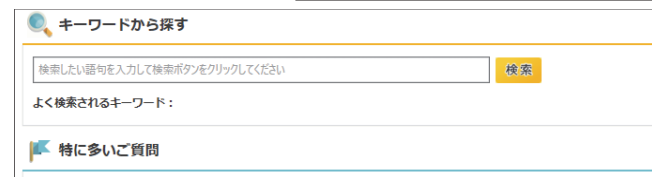
② 文字(話し言葉、キーワードなど)で入力する



税務職員ふたば

▶ よくある質問で確認する

確定申告書等作成コーナーの画面右上には、よくある質問へのリンクがあります。税に関する取扱いや操作方法が分からない場合の対応などを掲載しています。キーワードによる検索も可能です。



▶ 操作方法をヘルプデスクに質問する

確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせに電話で対応する専門窓口(申告の要否、申告等の内容に関する事項、税法関連事項等を除きます。)として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置しています。

【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】	
0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)	受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除きます。) 9:00～17:00
上記の電話番号がご利用になれない方は、こちらへおかけください。 03-5638-5171 (通常通話料金)	令和5年1月10日(火)～3月15日(水)は受付時間が延長されます。 月曜日～金曜日(2月23日(木・祝)を除きます。) 9:00～20:00 日曜日(2月19日、26日、3月5日、12日に限ります。) 9:00～20:00

マイナポータル連携を利用する

マイナポータル連携とは、年末調整手続や所得税確定申告手続について、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への**自動入力**を行うものです。マイナポータルで事前設定を行い、マイナンバーカードを利用してe-Tax送信する場合にご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



1. 確定申告書等作成コーナーの入力方法

手順1 ▶ 確定申告書の作成開始

このマニュアルには開発中の画面が含まれていますので、実際の画面と異なる場合があります。

作成コーナートップ

お知らせ 一覧

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。



● 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成



● 途中で保存したデータ（拡張子が [.data]）を読み込んで、作成を再開

● 過去の申告書データを利用して作成

- 「作成開始」ボタンをクリックして、確定申告書の作成を始めます。

※ 令和3年分の確定申告書等作成コーナーを利用された方で、作成した申告書等のデータ（拡張子が「.data」となっているもの）をお持ちの方は、令和3年分で入力した情報を利用して作成を開始できます。令和3年分で入力した情報を利用する方は、「保存データを利用して作成」ボタンをクリックして確定申告書の作成を始めます。「保存データを利用して作成」から確定申告書の作成を始める方は、5ページを参照してください。

税務署への提出方法の選択

トップ画面 ▶ 事前確認 ▶ 申告書等の作成 ▶ 申告書等の送信・印刷 ▶ 終了

税務署への提出方法を選択してください。

① マイナンバーカードをお持ちの方

スマートフォンを使用してe-Tax



マイナンバーカードが便利！

パソコンに表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法です。

各提出方法を動画で確認する方はこちら

スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら

② ICカードリーダライタを使用してe-Tax



ICカードリーダライタを使用します。

③ お持ちでない方

ID・パスワード方式でe-Tax



税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を使用する。ID・パスワード方式の届出完了通知が必須です。申告書の控えと一緒に保管していないかご確認ください。

その他

印刷して提出

税理士の方が代理送信を行う場合はこちら

- 確定申告書の提出方法を選択します。

- ①「スマートフォンを使用してe-Tax」は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを使用してe-Taxが利用できます。パソコンに表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法です。
- ②「ICカードリーダライタを使用してe-Tax」は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを使用してe-Taxが利用できます。
- ③「ID・パスワード方式でe-Tax」は、税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を使用してe-Taxが利用できます。

- このマニュアルでは、「スマートフォンを使用してe-Tax」を選択した場合の手順を説明します。

作成する申告書等の選択

トップ画面 ▶ 事前確認 ▶ 申告書等の作成 ▶ 申告書等の送信・印刷 ▶ 終了

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和4年分の申告書等の作成

所

所得税

所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。

青色 白色

決 所

決算書・収支内訳書（+ 所得税）

事業所得や不動産所得、雑業務に係る雑所得のある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

消

消費税

個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

贈

贈与税

財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

※ 事業所得や不動産所得がある方は、「決算書・収支内訳書（+ 所得税）」を選択してください。決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書を作成することができます。

- 作成する申告書を選択します。

- このマニュアルでは、令和4年分の所得税の確定申告書の作成について説明します。

※ 青色申告決算書や収支内訳書を確定申告書等作成コーナーで作成する方は、「決算書・収支内訳書（+ 所得税）」を選択してください。

マイナポータル連携の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

マイナポータル連携の選択

確定申告書等作成コーナーでは、マイナポータルから証明書等データを取得して申告書等を作成することができます。

マイナポータルと連携する

- **マイナポータルの利用者登録や「ちつとつながる」等の事前設定を完了している方が対象です。**

連携しないで申告書等を作成する

✔ 選択されています。

- 書面で交付された証明書等の内容を直接入力する等して申告書等を作成します。

マイナポータル連携とは

マイナポータル連携の概要を確認したり、連携のための事前設定を行うことができます。

[☐ マイナポータル連携の概要はこちら](#)

事前設定を行う

戻る
次へ進む

● マイナポータル連携を行うかどうか選択します。

● このマニュアルでは、マイナポータルと連携しないで申告書等を作成する方法を説明します。

i マイナポータル連携とは

マイナポータル連携とは、年末調整手続や所得税確定申告手続きについて、マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。

<メリット>

- ・ 事前の設定は初めてご利用する1回のみで、次からは設定不要。毎年情報の取得ができます。
- ・ データ取得するので、書類の保管、管理が不要
- ※e-Tax 送信する場合のみ
- ・ 確定申告書等作成コーナーへ自動入力できます。
- ・ 今後も取得する情報を拡大していく予定です。

マイナポータル連携を利用するためには、マイナポータルでの事前設定が必要です。「マイナポータル連携とは」の下に表示されている「事前設定を行う」から、画面の案内に従って事前設定を行ってください。

e-Taxを行う前の確認

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

ご利用のための事前準備を行います

推奨環境をご確認ください

国税庁において動作を確認した環境です。

OS	Windows 10 Windows 11
ブラウザ	Microsoft Edge (※1) Google Chrome
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

※1 ChromiumベースのMicrosoft Edgeが対象となります。

[☐ WindowsとMacintoshの両方の推奨環境を確認する場合はこちら](#)

スマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてください

マイナバーカードの読み取りにスマートフォンを利用しますので、マイナポータルアプリをインストールしてください。

!

- 下のQRコードは、**アプリのインストール用のリンク**です。既にマイナポータルアプリをインストールした方は、読み取る必要はありません。
- **インストール後は、スマートフォンを操作せず**、この画面の下にある「利用規約をご確認ください」へ進んでください。詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

iPhoneの方はこちらから
アプリをインストール



Androidの方はこちらから
アプリをインストール



● 「スマートフォンを使用してe-Tax」を選択した場合、お手持ちのスマートフォンに「マイナポータルアプリ」をインストールする必要があります。「マイナポータルアプリ」は、スマートフォンの種類によってそれぞれのQRコードからインストールできます。

QRコード認証

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

マイナポータルアプリでQRコードを読み取ります

この画面に表示されたQRコードを以下の手順で読み取り、e-Taxの登録状況を確認します。

- ① スマートフォンでマイナポータルアプリを起動
- ② アプリ内の画面右下のQRコードアイコンをタップ
- ③ アプリメニューの「QRコード読取」をタップ

[マイナポータルアプリのインストールはこちら](#)
 [スマートフォンでマイナンバーカードをうまく読み取れないときの確認事項はこちら](#)

マイナポータルアプリでの読み取り方

スマートフォンでアプリをタップして起動

アプリ内の画面右下のアイコンをタップ

「QRコード読取」をタップ

パソコンの画面に表示されたQRコードを読み取る

- 「マイナポータルアプリ」を使用してQRコードを読み取ります。詳しくは、画面に表示されている「**マイナポータルアプリでの読み取り方**」をご覧ください。

- スマートフォンでQRコードを読み取ると、マイナポータルアプリが起動するので、マイナンバーカードの電子証明書（利用者証明用電子証明書）による認証を行ってください。

QRコード読取

PC等でログイン

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワードを入力してください

数字4桁

次へ

利用者証明用電子証明書のパスワードとは

接続先：マイナポータル

QRコードが表示されているブラウザのアドレスバーの表示が「https://ata.mynr.go.jp/」から始まることを確認してください。

➔

パスワード入力

上の図のように、iPhoneの上部分をマイナンバーカードの中央に置き、読み取り開始ボタンを押してください

接続先：マイナポータル

読み取り開始

- 認証が成功すると、これまでにe-Taxを利用して確定申告書を送信したことがある方は、氏名、住所などの情報が表示されます。

住所等の情報の確認・訂正

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

e-Tax等への登録情報は次のとおりです

以下の情報により、申告書等の作成を開始します。
訂正や変更がある場合は、「訂正・変更」ボタンをクリックしてください。

本人情報

氏名（漢字）	国税 太郎
氏名（カナ）	コクゼイ タロウ
性別	男
生年月日	昭和43年10月13日

訂正・変更

次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

入力方法選択 > 住民税等入力 > 住所・氏名等入力

次の画面から、所得税の申告内容に関する質問にお答えいただき、収入や控除等に関する入力を行います。「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

次へ進む >

- 次の画面から、所得税の申告内容に関する質問にお答えいただき、収入や控除等に関する入力を行いますので、「次へ進む」ボタンをクリックします。

(参考) 過去の年分の保存データを読み込んで申告書を作成

令和3年分の確定申告書の保存データを読み込んで令和4年分の確定申告書を作成することで、本人情報等の入力を省略することができます。

保存データ利用方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

途中で保存したデータを利用して作成再開

作成再開

作成途中で保存したデータ（「.data」）を読み込んで、作成を再開します。

（例）作成を中断した、令和4年分の申告書作成を再開する場合。

※ 他の税目の申告書等の作成にも利用できます。

→ [提出方法を変更する方はこちら](#)

過去の年分のデータを利用して新規作成

新規作成

過去の年分の保存データ（「.data」）を読み込んで、新規に申告書等を作成します。

（例）令和3年分のデータを利用して、令和4年分の申告書を作成する場合。

- 「新規作成」ボタンをクリックすると、2ページの「税務署への提出方法の選択」画面になりますので、2ページから4ページまでを参照して操作を進めてください。

過去の年分のデータの読込

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

所得税の過去の年分の確定申告書データを読み込みます

読み込み可能なデータは平成30年分から令和3年分のデータです

※ 令和4年分のデータはこの画面で読み込むことができません。
トップ画面の「保存データを利用して作成」ボタンをクリックし、次の画面で「作成再開」を選択して読み込んでください。

※ スマートフォン・タブレットで作成した所得税データ(所得税と決算書の混合データの場合を含む)は読み込むことができません。

保存ファイル名
ファイルの選択 ファイルが選択されていません

i 操作手順

1. 「ファイルの選択」ボタンをクリックし、データを保存した場所を指定の上、「.data」形式のファイルを選択します。
2. 選択したファイルが「ファイルの選択」ボタン右側に表示されたことを確認します。
3. 「保存データ読込」ボタンをクリックして、データを読み込みます。

[操作手順を画像で確認する場合はこちら](#)

[データを保存した場所が分からない場合はこちら](#)

- 「過去の年分のデータの読込」の画面が表示されます。「ファイルの選択」ボタンをクリックし、過去の年分の確定申告書の保存データ(例:「r3syotoku.data」)を選択します。詳しい操作の方法は、「**操作手順**」をご覧ください。

読込内容の確認

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

読み込んだデータは、以下の内容で作成されたデータです。

- **令和3年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー**

本年に入力された本人情報と読み込んだデータの本人情報を表示しています。
表示されている内容に違いがある部分については、本年に入力された本人情報が反映されます。
誤って異なるデータを読み込んだ場合は、「戻る」ボタンをクリックし、正しいデータを選択してください。

- 読み込んだデータの本人情報を確認します。

手順2 ▶ 収入金額等、▶ 所得金額等の入力

申告内容に関する質問

申告書の作成をはじめる前に

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

申告される方の生年月日

昭和 43 年 10 月 13 日
入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

作成する確定申告書の提出方法

e-Taxにより税務署に提出する。
 確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

申告内容に関する質問

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？ <small>年金収入がある場合は「はい」を選択してください。</small>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
税務署から青色申告の承認を受けていますか？ <small>青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。</small>	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
税務署から予定納税額の通知を受けていますか？ <input type="checkbox"/> 予定納税についてはこちら	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

●各質問について、当てはまる回答を選択してください。

●青色申告の方は、「税務署から青色申告の承認を受けていますか？」の質問で、必ず「はい」を選択してください。

ポイント 事業所得、不動産所得がない方は、「いいえ」を選択してください。

収入金額等、所得金額等の入力

所得の種類ごとに、収入金額等、所得金額等を入力します。

事業所得 → 7ページ 利子所得 → 9ページ 給与所得 → 10ページ 譲渡所得 → 12ページ
 不動産所得 → 8ページ 配当所得 → 9ページ 雑所得 → 11ページ 一時所得 → 13ページ

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。
 ⓘをクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得 (単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (ⓘ から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得 (営業・農業) ⓘ	入力する		ⓘ
不動産所得 ⓘ	入力する		ⓘ
利子所得 ⓘ	入力する		ⓘ
配当所得 ⓘ	入力する		ⓘ
給与所得 ⓘ	入力する		ⓘ
雑所得 ⓘ	公的年金等	入力する	ⓘ
	業務	入力する	
	その他	入力する	
総合譲渡所得 ⓘ	入力する		ⓘ
一時所得 ⓘ	入力する		ⓘ
合計 ⓘ ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。			ⓘ

ⓘ をクリックすると、各項目の説明が表示されます。

入力する所得の種類の「入力する」ボタンをクリックします。

事業所得(営業等・農業)

事業所得(営業等・農業)の概要

次の事業などから生ずる所得

営業等所得	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業 医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業 漁業などの事業 など
農業所得	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の生産、果樹などの栽培 養蚕、農家が兼営する家畜・家きんの飼育 酪農品の生産 など

※ 事業所得は、事業税の対象になる場合があります(⇒39ページ)。

- ※ 次の①と②のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算について特例があります。
- ①家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方(シルバー人材センターに対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方を含みます。)
 - ②事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円未満の方
[HP参照：タックスアンサー『家内労働者等の必要経費の特例』]

事業所得の入力

青色申告決算書から次の項目を入力してください。
所得金額は、青色申告特別控除額を差し引いた後の金額を入力してください。
青色申告決算書は、前の画面左下の「決算書・収支内訳書作成コーナーへ」ボタンから作成することができます。

⚠ 営業等又は農業の収入金額等を入力した場合は、備え付けている帳簿の種類を選択してください。
→帳簿の種類についてはこちら

種類	収入金額	所得金額
営業等	円	円
農業	円	円

種類	帳簿の種類
営業等	▼
農業	▼

※ 画面は青色申告の方用ですが、白色申告の方の入力欄も同様です。

- あらかじめ作成した「青色申告決算書」又は「収支内訳書」を基に入力します。
- **ポイント** 確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書や収支内訳書を作成している場合は、収入金額や所得金額が**自動反映**されます。この場合、青色申告決算書や収支内訳書は、所得税の申告書をe-Taxで送信する際に、同時に送信されます。
- 青色申告決算書や収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方は「収入金額・所得金額の入力」画面に戻り、左下の「決算書・収支内訳書作成コーナーへ」から入力を行って下さい。

※ 令和4年分の記帳・帳簿の保存の状況について、備え付けている帳簿の種類に応じて、それぞれ左の画面の数字を選択します。

種類	帳簿の種類
営業等	▼
農業	<ol style="list-style-type: none"> 1 優良な電子帳簿（届出又は申請書を提出済） 2 会計ソフト等で作成した帳簿（1を除く） 3 1及び2以外の帳簿（複式簿記） 4 1から3以外の帳簿（簡易な方法） 5 上記以外（記帳の仕方が分からない等）

電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たし、電磁的記録による保存に係る届出書（又は電磁的記録に係る承認申請書）を提出し、総勘定元帳、仕訳帳等について電磁的記録による備付け及び保存を行っている場合	1
会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合（1に該当する場合を除きます。）	2
総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）に従って記帳している場合（1又は2に該当する場合を除きます。）	3
日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）以外の簡易な方法で記帳している場合（2に該当する場合を除きます。）	4
上記のいずれにも該当しない場合（記帳の仕方が分からない場合を含みます。）	5

電子帳簿保存法に関する取扱いについては、国税庁ホームページ掲載の『電子帳簿保存法一問一答（電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係）』などを参考にしてください。

源泉徴収されている収入の内訳入力

事業所得の収入金額のうち、源泉徴収されている収入（給与や雑所得を除く。）について、支払調書等を基に入力してください。
「未納付の源泉徴収税額」欄は、支払調書の交付を受けている方で、源泉徴収税額欄が二段書きで表示されている場合は、上段の額を入力してください。
→入力例はこちら

(注) 支払調書等に社会保険料の記載がある場合、後の社会保険料控除の入力画面で入力してください。

項目 支払者の氏名・名称 所得の生ずる場所又は法人番号	収入金額	源泉徴収税額	未納付の源泉徴収税額
項目 : _____	円	円	円
名称 : _____	円	円	円
場所又は法人番号 : _____	円	円	円

- 収入金額のうち、源泉徴収されている収入（給与や雑所得に該当する収入を除きます。）がある場合は、左の画面で入力します。

⚠ 事業専従者がいる場合には、**税額控除・その他の項目の入力画面の青色事業専従者給与額の合計額又は事業専従者控除額の合計額**の入力画面から、専従者の氏名や生年月日等を入力します。マイナンバーは、別途「マイナンバーの入力」画面でまとめて入力します。

不動産所得

不動産所得の概要

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得

※ 不動産所得は、事業税の対象になる場合があります(➡39ページ)。

不動産所得の入力

青色申告決算書から次の項目を入力してください。
所得金額は、青色申告特別控除額を差し引いた後の金額を入力してください。
青色申告決算書は、前の画面左下の「決算書・収支内訳書作成コーナーへ」ボタンから作成することが可能です。

⚠ 収入金額等を入力した場合は、備え付けている帳簿の種類を選択してください。
→帳簿の種類についてはこちら

収入金額	所得金額
<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円

帳簿の種類を選択してください。

不動産所得の金額が赤字の方(黒字の場合入力不要です。)

「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した方は、右の金額欄に当該金額を入力してください。

「被災事業用資産の損失」がある方は右のボタンをクリックして入力してください。 →被災事業用資産の損失の詳細はこちら

国外の中古建物から生じる不動産所得の金額が赤字の方(黒字の場合入力不要です。)

国外中古建物の減価償却費のうち、不動産所得の損失金額から減算することとなった金額がある場合は、右の金額欄に当該金額を入力してください。 →不動産所得の損失金額から減算する国外中古建物の償却費とは

●あらかじめ作成した「青色申告決算書」又は「収支内訳書」を基に入力します。

ポイント 確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書や収支内訳書を作成している場合は、収入金額や所得金額が**自動反映**されます。この場合、青色申告決算書や収支内訳書は、所得税の申告書をe-Taxで送信する際に、同時に送信されます。

●青色申告決算書や収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方は「収入金額・所得金額の入力」画面に戻り、左下の「決算書・収支内訳書作成コーナーへ」から入力を行って下さい。

※ 画面は青色申告の方用ですが、白色申告の方の入力欄も同様です。

※ 令和4年分の記帳・帳簿の保存の状況について、備え付けている帳簿の種類に応じて、それぞれ左の画面の数字を選択します。

⚠ 収入金額等を入力した場合は、備え付けている帳簿の種類を選択してください。
→帳簿の種類についてはこちら

収入金額	所得金額
<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円

帳簿の種類を選択してください。

不動産所得の金額が赤字の方(黒字)

「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した方は、右の金額欄に当該金額を入力してください。

- 1 優良な電子帳簿(届出又は申請書を提出済)
- 2 会計ソフト等で作成した帳簿(1を除く)
- 3 1及び2以外の帳簿(複式簿記)
- 4 1から3以外の帳簿(簡易な方法)
- 5 上記以外(記帳の仕方が分からない等)

電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たし、電磁的記録による保存に係る届出書(又は電磁的記録に係る承認申請書)を提出し、総勘定元帳、仕訳帳等について電磁的記録による備付け及び保存を行っている場合	1
会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合(1に該当する場合を除きます。)	2
総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)に従って記帳している場合(1又は2に該当する場合を除きます。)	3
日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)以外の簡易な方法で記帳している場合(2に該当する場合を除きます。)	4
上記のいずれにも該当しない場合(記帳の仕方が分からない場合を含みます。)	5

電子帳簿保存法に関する取扱いについては、国税庁ホームページ掲載の『電子帳簿保存法一問一答(電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係)』などを参考にしてください。

⚠ 事業専従者がいる場合には、**税額控除・その他の項目の入力画面の青色事業専従者給与額の合計額又は事業専従者控除額の合計額**の入力画面から、専従者の氏名や生年月日等を入力します。マイナンバーは、別途「マイナンバーの入力」画面でまとめて入力します。

総合課税の利子所得・総合課税の配当所得

総合課税の利子所得の概要

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得

※ 預貯金、特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託などの利子等は、源泉分離課税ですから申告することはできません。

※ 総合課税の対象となる利子等は、申告分離課税を選択することはできません。

利子所得や配当所得は、**金融・証券税制（入力項目の選択）**画面から入力します。

ポイント 配当集計フォームや証券会社等から交付された特定口座年間取引報告書のデータを読み込めば、内容が**自動反映**されます。



総合課税の配当所得の概要

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などの所得

※ 上場株式等の配当等（大口株主等が支払を受けるものを除く。）に係る配当所得については、申告分離課税を選択することができます。

HP参照：『**株式等の譲渡所得等の申告のしかた**』

▶ 特定口座（源泉徴収あり）に受け入れた利子等・配当等

● 上場株式等の配当等がある場合は、「1 配当所得の課税方法の選択」で「総合課税」※を選択します。

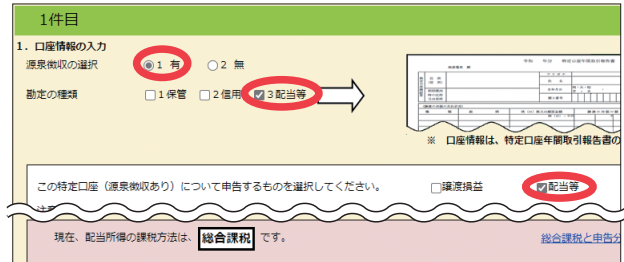
※ 「申告分離課税」を選択することもできます。

● 『「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する』をクリックすると、入力画面が表示されます。

● 特定口座年間取引報告書の内容どおりに入力します。

⚠ 特定口座（源泉徴収あり）に受け入れた利子は、申告分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

例 特定口座年間取引報告書入力画面



▶ 総合課税の配当所得

● 上場株式等の配当等があり、総合課税を選択する場合は、「1 配当所得の課税方法の選択」で「総合課税」※を選択します。

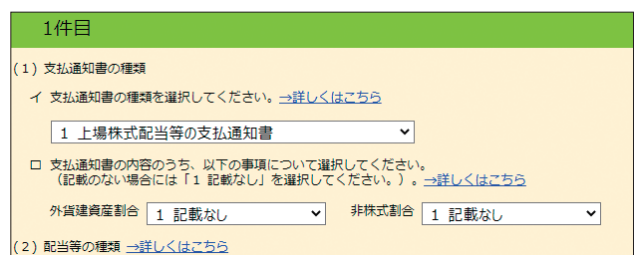
※ 「申告分離課税」を選択することもできます。

● 『「配当等の支払通知書」などの内容を入力する』をクリックすると、入力画面が表示されます。

● 金融・証券税制（源泉徴収口座以外の配当）画面で上場株式等の配当等と非上場株式等の配当等をそれぞれ区分して入力します。

● 配当等の種類の入力に応じて、配当控除の額が**自動計算**されます。

例 上場株式等の配当に係る支払通知書入力画面



▶ 総合課税の利子所得

● 『「利子等の支払通知書」などの内容を入力する』をクリックすると入力画面が表示されます。

● 特定口座以外で受領した特定公社債の利子等（申告分離課税の対象）と、国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないもの（総合課税の対象）をそれぞれ区分して入力します。

給与所得

給与所得の概要

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得

給与所得の入力

源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された源泉徴収票の入力

データで交付された源泉徴収票の入力

給与の支払者から交付された「xmlデータ」（拡張子が「.xml」のもの）を取り込んで自動計算しますか？

はい いいえ

① 書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票の入力

年末調整済みと年末調整済みでない源泉徴収票の見分け方

書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。

入力内容の一覧

支払者の住所（居所）・所在地又は法人番号	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額の内書き	操作
支払者の氏名・名称				

② 書面で交付された年末調整済みでない源泉徴収票の入力

書面で交付された年末調整済みでない源泉徴収票について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大300件）

外資建物のストックオプションなどの収入の入力例

入力内容の一覧

支払者の住所（居所）・所在地又は法人番号	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額の内書き	操作
支払者の氏名・名称				

特定支出控除の入力

給与所得者の特定支出控除の適用を要しますか？

給与所得者の特定支出控除について

はい いいえ

給与所得の入力

源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された源泉徴収票の入力

データで交付された源泉徴収票の入力

給与の支払者から交付された「xmlデータ」（拡張子が「.xml」のもの）を取り込んで自動計算しますか？

はい いいえ

給与所得の入力

源泉徴収票の入力 > データ読み込み > データ読み込み結果

給与等の支払者から交付されたデータ読み込み

給与等の支払者から交付されたデータを読み込みます。読み込むことができるファイルは、拡張子が「.xml」となっているものに限り、年末調整済みの源泉徴収票は、書面で交付された源泉徴収票の入力を含め最大1ファイルまで読み込むことができます。年末調整済みでない源泉徴収票は、最大300ファイルまで読み込むことができます。

給与所得の入力

源泉徴収票の入力 > データ読み込み > データ読み込み結果

給与等の支払者から交付されたデータ読み込み結果

年末調整済みの源泉徴収票読み込み結果の確認

給与等の支払者から交付された年末調整済みの源泉徴収票データの読み込み結果は以下の通りです。詳細を確認する場合は「確認」ボタンをクリックしてください。

読み込んだファイル	支払者の住所（居所）・所在地 支払者の氏名・名称	支払金額 源泉徴収税額	操作
1 給与の源泉徴収票	住所 氏名	10,000,000 円 0 円	<input type="button" value="確認"/> <input type="button" value="削除"/>

①年末調整済みの源泉徴収票と②年末調整済みでない源泉徴収票を区分して、それぞれ画面の案内に沿って源泉徴収票の内容を入力します。

③給与等の支払者から交付された「xmlデータ」をお持ちの方は、源泉徴収票の「xmlデータ」を読み込むことでその内容が自動入力されます。

●所得金額調整控除は、公的年金等の雑所得や扶養親族等の入力内容から自動計算されます。

※支払者の所在地や名称が文字数制限を超えるときは、省略しても判断可能な部分は省略してください（例：マンション名を省略、株式会社を（株）と省略して入力）。

ポイント 年末調整済みの源泉徴収票の見分け方
支払金額が2,000万円以下で、「給与所得控除後の金額」欄及び「所得控除の額の合計額」欄に金額が記載されていれば、年末調整済みです。

例 年末調整済みの源泉徴収票の入力画面

給与所得の入力

令和4年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。

源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

①支払金額

②源泉徴収税額

2段で記載されている場合、下の段の金額

源泉徴収税額が2段で記載（内書き）
2段で記載されている場合、上の段の金額

③「（源泉）控除対象配偶者の有無等」、「配偶者（特別）控除の額」のいずれかの記載

0の場合は「なし」を選択してください。

あり なし

雑所得

雑所得の概要

他の所得に当てはまらない(1)から(3)の所得

※ 以下の所得は課税されません。

- 増加恩給(併給される普通恩給を含む。)
- 死亡した方の勤務に基づいて支給される遺族年金
- 条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金
- 相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分 など

(1)公的年金等の雑所得

国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金、一定の外国年金などの所得

(2)業務に係る雑所得

原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得

(3)その他の雑所得

生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引などの(1)及び(2)以外のものによる所得

公的年金等の雑所得

公的年金等の入力

令和4年分の源泉徴収票に記載されているとおり、1件ずつ入力してください。
源泉徴収票に記載のない社会保険料は、後の「社会保険料控除」から入力してください。

支払者は厚生労働省ですか？
 はい いいえ

支払金額の記載がある「区分」を選択して入力してください。

①法203条の3第1号・第4号適用分の入力
 ②法203条の3第2号・第5号適用分の入力
 ③法203条の3第3号・第6号適用分の入力
 ④法203条の3第7号適用分の入力

⑤社会保険料の金額
円

⑥支払者
所在地又は法人番号(全角28文字以内)(ビル名等省略可)
名称(全角28文字以内)

区分	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料控除	支払金額	源泉徴収税額	社会保険料控除
①	10000	1000	0	10000	1000	0
②	20000	2000	0	20000	2000	0
③	30000	3000	0	30000	3000	0
④	40000	4000	0	40000	4000	0
⑤	50000	5000	0	50000	5000	0

- 支払者が厚生労働省であるかを確認し、「はい」又は「いいえ」を選択します。「はい」を選択した場合、支払者の所在地、名称の各欄に厚生労働省の所在地等が自動入力されます。
- 支払金額が記載されている欄に応じて、区分を選択し、支払金額などを入力します。

業務に係る雑所得、その他の雑所得

雑(その他)所得の入力

種目等の項目を入力してください。
[入力例はこちら](#)

種目

収入金額
円

必要経費
円

源泉徴収税額
円
 未納付の源泉徴収税額

種目

業務に該当しますか
[詳細はこちら](#)
 はい いいえ

現金主義による所得計算の特例の適用を受けますか？
[詳細はこちら](#)
 はい いいえ

- 種目欄をプルダウンから選択します。該当する種目がない場合には、「その他」を選択し、種目を入力します。
- 種目欄で、「原稿料」、「講演料」、「印税」、「放送出演料」、「暗号資産」又は「その他」を選択した場合に表示される「業務に該当しますか」の質問に回答すると、次のとおり区分されます。
 - ・ 業務に該当する場合 ⇒「業務に係る雑所得」
 - ・ 業務に該当しない場合 ⇒「その他の雑所得」
- 業務に係る雑所得の金額の計算上、現金主義の特例を適用する場合は「現金主義による所得計算の特例を受けますか？」の質問で「はい」を選択します。
- 業務に該当する場合は、「前々年分の業務に係る雑所得の収入金額」の質問について回答を選択します。

前々年分の業務に係る雑所得の収入金額

前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が1,000万円を超えていますか？

[詳細はこちら](#)

はい いいえ

ポイント 複数の収入にまたがる必要経費がある場合、いずれか1か所の収入に係る必要経費にまとめて入力していただいで差し支えありません。

設例 講演料の支払者が3か所で、必要経費の合計額が150,000円の場合

- ・支払者A：収入金額 120,000円
- ・支払者B：収入金額 100,000円
- ・支払者C：収入金額 80,000円

支払者Aの入力画面で必要経費150,000円を入力することで、支払者B及び支払者Cの入力画面では必要経費の入力は不要です。

総合課税の譲渡所得

総合課税の譲渡所得の概要

ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。

短期 保有期間が5年以内の資産の譲渡

長期 保有期間が5年を超える資産の譲渡

※ 土地や建物、借地権、株式等の譲渡から生ずる所得は申告分離課税となります。

HP参照：「譲渡所得の申告のしかた」
「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」

総合課税の譲渡所得（内訳書作成）

入力の流れ

「譲渡資産の内訳」⇒「所有期間の区分・取得費」⇒「譲渡費用」の順にボタンをクリックし、選択後の各画面の案内に沿って入力してください。
入力が終了した項目は、入力結果が表示されます。
入力が終わりましたら、「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

- 1 譲渡資産の内訳
- 2 所有期間の区分・取得費
- 3 譲渡費用

取得等により資産が買い取られた場合の5,000万円の特別控除の特例（指法33条の4）を適用する場合は、次を選択してください。

取得等により資産が買い取られた場合の5,000万円の特別控除の特例を適用する。

（ご利用になれない方）
総合課税の譲渡所得の金額が損失となる方で、その損失の金額の全部又は一部に競走馬（事業用以外）の譲渡に係る損失の金額がある方は、作成コーナーで申告書を作成することができますので、手書き等で申告書を作成してください。

【注意】 事業用の車両や機械器具などの譲渡収入は、消費税及び地方消費税の課税売上げに該当し、消費税及び地方消費税の申告が必要になる場合があります。
詳しくはこちらをご覧ください。

譲渡した資産を1件別に入力します。

①譲渡資産の内訳 ⇒ ②所有期間の区分・取得費 ⇒ ③譲渡費用の順に入力します。

例 ①譲渡資産の内訳の入力画面

総合課税の譲渡所得（譲渡資産の内訳）

「譲渡資産の内訳」画面の入力例

次の事項を入力し、入力が終わりましたら「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

- 1 譲渡（売却）された資産の種類
- 2 譲渡（売却）された資産の名称等
- 3 譲渡先（買主）の住所・氏名等
- 4 譲渡（売却）された日、譲渡（売却）価額

※ 「売買契約の日」、「引き渡した日」又は「登記・登録の日」については、いずれか一つ以上を入力してください。

【参考】 参考として、次の事項についてお分かりになる範囲で入力してください。不填の場合は入力不要です。

- (1) 売却理由（複数選択可）
- (2) 代金の受領状況

例 ②所有期間の区分・取得費の入力画面

総合課税の譲渡所得（所有期間の区分・取得費）

「所有期間の区分・取得費」画面の入力例

次の事項を入力し、入力が終わりましたら「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

- 1 所有期間の区分の選択
- 2 譲渡資産の購入代金と購入に要した費用
- 3 譲渡資産に係る前貸再世当額

譲渡資産の購入時に支払った仲介手数料や名義書換料などは、取得費として入力します。

例 ③譲渡費用の入力画面

総合課税の譲渡所得（譲渡費用）

譲渡（売却）するために支払った費用（例：仲介手数料や契約書の印紙代など）がある場合は入力してください。
譲渡費用がない場合は譲渡費用の入力が終わりましたら「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

費用の種類 （全角10文字以内）	上段：支払先の住所（所在地） （全角28文字以内）	支払年月日	支払金額
	下段：支払先の氏名（名称） （全角28文字以内）		
		年 月 日	円
		年 月 日	円
		年 月 日	円
合計			円

譲渡資産の売却時に支払った仲介手数料や名義書換料などは、譲渡費用として入力します。

一時所得

一時所得の概要

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得

- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金

一時所得の入力			
⇒入力例はこちら			
種目 報酬などの支払者の氏名・名称 所得の生ずる場所又は法人番号	収入金額	必要経費	内、未納付の 源泉徴収税額 源泉徴収税額
種目 : <input type="text"/>	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円
名称 : <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
場所又は法人番号 : <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

- 一時所得の対象となる収入金額や必要経費を1件別に入力します。
- 源泉徴収されている場合には、源泉徴収税額も入力します。

所得金額の合計

各所得の画面で入力された内容に基づき、所得金額の合計が**自動計算**されます。

※ 所得金額の合計を行う場合で、事業所得（営業等・農業）や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字があるときは、その赤字をその他各種所得の金額の黒字から控除します。これを**損益通算**といいます。なお、ゴルフ会員権等の譲渡損失については、原則として、損益通算ができません。

収入金額・所得金額の入力				
入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。 ⓘをクリックすると、項目についての説明が表示されます。				
総合課税の所得				(単位: 円)
所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (ⓘ から表示金額の説明を確認できます。)	
事業所得 (営業・農業) ⓘ	訂正・内容確認	✓	5,367,200	ⓘ
不動産所得 ⓘ	訂正・内容確認	✓	1,279,200	ⓘ
利子所得 ⓘ	入力する			ⓘ
配当所得 ⓘ	訂正・内容確認	✓	80,000	ⓘ
給与所得 ⓘ	訂正・内容確認	✓	1,264,000	ⓘ
雑所得 ⓘ	公的年金等	入力する		
	業務	訂正・内容確認	130,000	ⓘ
	その他	訂正・内容確認		
総合譲渡所得 ⓘ	入力する		50,000	ⓘ
一時所得 ⓘ	訂正・内容確認	✓		ⓘ
合計 ⓘ			8,170,400	ⓘ
※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。				

手順3 ▶ 所得から差し引かれる金額(所得控除)の入力

所得から差し引かれる金額(所得控除)を入力します。

雑損控除	➔ 15ページ	生命保険料控除	➔ 20ページ	障害者控除	➔ 24ページ
医療費控除	➔ 16ページ	地震保険料控除	➔ 21ページ	配偶者(特別)控除	➔ 25ページ
セルフメディケーション税制	➔ 18ページ	寄附金控除	➔ 22ページ	扶養控除	➔ 26ページ
社会保険料控除	➔ 19ページ	寡婦・ひとり親控除	➔ 24ページ	基礎控除	➔ 27ページ
小規模企業共済等掛金控除	➔ 19ページ	勤労学生控除	➔ 24ページ		

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額(所得控除)に関する項目の入力を行います。

- ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。
- 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除 (単位: 円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 可否確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		?
医療費控除 ?	入力する		?
社会保険料控除 ?	入力する		?
小規模企業共済等掛金控除 ?	入力する		?
生命保険料控除 ?	入力する		?
地震保険料控除 ?	入力する		?
寄附金控除 ?	入力する		?
寡婦・ひとり親控除 ?	入力する		?
勤労学生控除 ?	入力する		?
障害者控除 ?	入力する		?
配偶者控除 ?	入力する		?
配偶者特別控除 ?			
扶養控除 ?	入力する		?
基礎控除 ?			480,000
合計			480,000

? をクリックすると、各項目の説明が表示されます。

入力する所得控除の種類「入力する」ボタンをクリックします。

- ※ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合は、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を「寄附金控除」の入力画面で入力する必要があります。
- ※ 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行います。

雑損控除

雑損控除の概要

次のいずれかに該当する場合の控除

- あなたや、総所得金額等(⇒46ページ)が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする(⇒46ページ)方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- あなたが災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出※1)をした場合

生活に通常必要でない資産(書画、骨とう、貴金属、別荘など)の災害による損失は雑損控除の対象となりませんが、令和4年分や令和5年分の総合課税の譲渡所得(⇒12ページ)から差し引くことができます。

所得金額の合計額(※2)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財の価額の2分の1以上に損害を受けた場合は、雑損控除と災害減免法による税金の減免(⇒32ページ)との、いずれか有利な方(※3)を選ぶことができます。

※1 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。災害関連支出のうち、災害により生じた土砂を除去するための支出などの原状回復支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には3年以内)に支出したものが対象となります。

※2 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額をいいます。

※3 いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

雑損控除、災害減免額の入力

損害に関する事項の入力

損害の原因を選択してください。

災害
 盗難
 横領

損害の生じた年月日
年 月 日

損害を受けた資産の種類など(全角30文字)

損害金額(A)
☑ 損害金額(A)についてはこちら
円

保険金などで補填される金額(B)
円

り災証明書等の内容入力

り災証明書や被害届受理証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。(最大30件)

入力内容の一覧

証明年月日	証明書の名称	操作
	証明者の名称(発行機関名等)	

入力する

- 損害の原因を選択し、金額等を入力します。
- 損害の原因が災害の場合には、その災害が東日本大震災であるかを選択します。また、災害関連支出がある場合にはその金額を入力します。
- 入力内容に応じて、控除額が自動計算されます。

ポイント

災害減免額の適用がある場合には、所得税等の額が小さくなるほうを自動判定し適用します。

医療費控除

医療費控除又はセルフメディケーション税制のうち、適用するものを選択します。両方の控除を重複して適用することはできません。

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

適用する医療費控除の選択

「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のいずれかを選択してください。両方の控除を重複して適用することはできません。

☑ それぞれの制度の違いについて

医療費控除を適用する

セルフメディケーション税制を適用する

どちらの控除を選択していいかわからない方へ

それぞれの控除額を試算して、どちらの適用を受けたほうが所得税額(国税)について有利となるか確認することができます。

控除額を試算する

ポイント

「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のどちらの適用を受けた方が所得税額(国税)について有利となるか、控除額を試算することもできます。

⚠ 適用を受ける控除額を試算する場合、入力されている所得金額によって判定結果が異なる可能性があります。必ず先に所得金額の入力を行ってください。繰越損失額がある場合も、必ず先に入力を行ってください。

医療費控除

医療費控除の概要

あなたや生計を一にする(▶46ページ)配偶者その他の親族のために令和4年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除 [HP参照:『医療費控除を受けられる方』]

⚠ 支払った医療費を補てんする保険金などの金額がある場合には、生命保険や社会保険などで補てんされる金額欄に入力してください。保険金などで補てんされる金額が確定申告書を送信する時までには確定していない場合には、その保険金などの見込額を入力します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

医療費控除は、以下の順に入力すると、医療費控除額を自動計算し、申告に必要な医療費控除の明細書【内訳書】を作成します。

入力方法の選択

選択した入力方法に応じて
医療費等を入力

計算結果の確認

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択 (医療費控除)

⚠ 医療費通知(「医療費のお知らせ」など)をご利用の方へ
医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を利用する場合は、入力方法の選択で『医療費通知(「医療費のお知らせ」など)』、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力するを選択してください。
※ 併せて領収書の入力や医療費集計フォームの読込がある場合は、次の画面以降で行います。

入力方法の選択

入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら

※ 同一内容の重複入力(特に自動入力されたデータとの重複)にご注意ください。

「医療費通知(「医療費のお知らせ」など)」、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力する

領収書から入力する

医療費集計フォームを読み込む
※ 医療費通知(「医療費のお知らせ」など)と併用して利用される場合は、『医療費通知(「医療費のお知らせ」など)』、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力するを選択してください。

医療費の合計額のみ入力する(別途作成した明細書提出してください)

医療費控除の内訳書とは

▶ 医療費通知(「医療費のお知らせ」など)や領収書から入力して、明細書を作成する

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択 (医療費控除)

⚠ 医療費通知(「医療費のお知らせ」など)をご利用の方へ
医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を利用する場合は、入力方法の選択で『医療費通知(「医療費のお知らせ」など)』、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力するを選択してください。
※ 併せて領収書の入力や医療費集計フォームの読込がある場合は、次の画面以降で行います。

入力方法の選択

入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら

※ 同一内容の重複入力(特に自動入力されたデータとの重複)にご注意ください。

「医療費通知(「医療費のお知らせ」など)」、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力する

領収書から入力する

医療費集計フォームを読み込む
※ 医療費通知(「医療費のお知らせ」など)と併用して利用される場合は、『医療費通知(「医療費のお知らせ」など)』、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力するを選択してください。

医療費の合計額のみ入力する(別途作成した明細書提出してください)

医療費控除の内訳書とは

利用する医療費通知について

医療費通知データを読み込んで入力する

書面の医療費通知を利用して入力する
※ 「医療費通知データ」と「書面の医療費通知」を両方利用される場合は、『医療費通知データを読み込んで入力する』を選択してください。

利用する医療費通知について

医療費通知データを読み込んで入力する

書面の医療費通知を利用して入力する
※ 「医療費通知データ」と「書面の医療費通知」を両方利用される場合は、『医療費通知データを読み込んで入力する』を選択してください。



医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

医療費通知に記載された医療費の入力

医療費通知に記載された医療費の入力

医療費通知が複数ある場合は、全ての通知の合計額を入力してください。

入力方法がわからない方はこちら

A 通知に記載された医療費の合計額
円

B Aのうち令和4年中に実際に支払った医療費の合計額
医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認の上入力してください。
円

C Bのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
 生命保険や社会保険などで補てんされる金額の入力について
円

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

医療費通知データ読込

健康保険組合等から受領した「医療費通知データ」を読み込みます。
読み込むことができるファイルは、拡張子が「.xml」となっているものに限ります。
最大30ファイルまで読み込むことができます。

ファイルを選択

前に戻る 選択したファイルを読み込む

- 医療費通知データをお持ちの場合は、ファイルを読み込むことで医療費の額が自動入力されます。
- 医療保険者(健康保険組合等)が発行する「医療費通知」をお持ちの場合には、医療費通知に記載された金額等を入力することができます。

作成を始める前に

手順1

手順2

手順3

手順4

手順5

用語の解説・お知らせ

領収書から入力する

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択 (医療費控除)

⚠ 医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) をご利用の方へ
医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) を利用する場合は、入力方法の選択で「医療費通知 (「医療費のお知らせ」など)」、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力するを選択してください。
※ 併せて領収書の入力や医療費集計フォームの送込がある場合は、次の画面以降で行います。

入力方法の選択

入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら

※ 同一内容の重複入力 (特に自動入力されたデータとの重複) にご注意ください。

「医療費通知 (「医療費のお知らせ」など)」、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力する

領収書から入力する

医療費集計フォームを読み込む

※ 医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) と併用して利用される場合は、「医療費通知 (「医療費のお知らせ」など)」、「領収書」、「医療費集計フォーム」から入力するを選択してください。

医療費の合計額のみ入力する (別途作成した明細書を提出してください)

医療費控除の明細書とは

医療費の入力

「医療を受けた方の氏名」・「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて入力できます。

医療を受けた方の氏名 (全角10文字以内)

(例) 国税 太郎

病院・薬局などの支払先の名称 (全角20文字以内)

(例) ○○病院

医療費の区分 (複数選択可)

診療・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費 (通院費など)

A 支払った医療費の額

円

B Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

生命保険や社会保険などで補てんされる金額の入力について

円

キャンセル 続けてもう1件入力 入力内容の確認

マイナポータル連携により控除証明書データを取得した場合

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

適用する医療費控除の選択

マイナポータルから取得した情報

マイナポータルから取得した情報は以下のとおりです。

医療費通知情報について

マイナポータルから取得した情報の一覧

マイナポータルから取得した情報	通知に記載された医療費の額
1 令和4年分 医療費通知(お知らせ)	150,000円

適用する控除の選択

「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のいずれかを選択してください。
両方の控除を重複して適用することはできません。

それぞれの制度の違いについて

✓ こちらの控除が選択されています。

医療費控除を適用する

セルフメディケーション税制を適用する

● マイナポータルを経由して取得した医療費通知情報の内容が画面に表示されます。

● 実際に支払った医療費の額は、医療費通知情報の金額を表示しています。
実際に支払った金額が異なる場合や、保険金などの補てんされる金額がある場合は、「入力」をクリックして金額を入力します。

● マイナポータルから取得した情報又は読み込んだ医療費通知データ以外に追加で入力する場合は、「上記以外の医療費の追加入力」から該当するものを選択してください。

● 読み込んだデータを基に控除額が**自動計算**されます。

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

医療費通知データ読み込み結果

読み込み結果の確認

マイナポータルから取得した情報、又は医療費通知データの読み込み結果は以下のとおりです。
それぞれの医療費通知データについて【実際に支払った医療費の額】と【補てんされる金額】を入力してください。

読み込んだ医療費通知データ

読み込んだファイル	通知に記載された医療費の額	実際に支払った医療費の額	補てんされる金額	操作
1 令和4年分 医療費通知(お知らせ)	150,000円	150,000円	未入力	<input checked="" type="button" value="入力"/> <input type="button" value="削除"/>

上記以外の医療費の追加入力

医療費通知データ以外に、追加する**書面の医療費通知**がありますか？
※ 医療費通知データと重複入力しないよう、ご注意ください。

医療費集計フォームを読み込みますか？
※ 医療費通知データと重複入力しないよう、ご注意ください。

医療費通知に記載されていない医療費が他にありますか？
例 ドラッグストアでの医薬品の購入費、通院費

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

医療費通知データの内訳 (実際に支払った医療費の入力)

読み込んだ医療費通知データに対応する【実際に支払った医療費の額】と【補てんされる金額】を入力してください。
【実際に支払った医療費の額】については、医療費通知に記載された医療費の額と異なる場合がありますので、領収書をご確認の上必要に応じて補正してください。

入力例はこちら

読み込んだ医療費通知データ 5件

支払年月	保険者の名称 医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの名称	A 通知に記載された医療費の額	B Aのうち令和4年分に実際に支払った医療費の額	C Bのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
2022年08月	保険診療審査支払機関 国税 太郎	国税総合病院	10,000円	<input type="text" value="10,000"/> 円	<input type="text" value=""/> 円
2022年09月	保険診療審査支払機関 国税 太郎	国税総合病院	40,000円	<input type="text" value="40,000"/> 円	<input type="text" value=""/> 円

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の概要

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする（▶46ページ）配偶者その他の親族のために令和4年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除

⚠ 健康の保持増進及び疾病の予防への取組に要した費用（人間ドックの受診費用など）は、控除の対象になりません。

⚠ 支払った医療費を補てんする保険金などの金額がある場合には、生命保険や社会保険などで補てんされる金額欄に入力してください。保険金などで補てんされる金額が確定申告書を送信する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を入力します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

取組内容の入力と入力方法の選択

医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

取組内容の確認（セルフメディケーション税制）

取組内容の確認 **必須**

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、令和4年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。
申告する方がその年中に行った取組内容として、該当するものを選択してください。

健康診査 例 保険者が実施する健康診査（人間ドック、各種健診）、市町村が健康増進事業として行う健康診査

予防接種 例 定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種

定期健康診査 例 勤務先で実施する定期健康診査

特定健康診査・特定保健指導 例 いわゆるメタボ健診

がん検診 例 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

その他（全角6文字以内）

証明書発行者の入力 **必須**

上記の取組を行ったことを証明する書類の発行者の名称（事業を行った保険者、市区町村、医療機関等）を入力してください。

証明書発行者（全角30文字以内）

- セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行う必要があります。
- 取組内容を選択し、証明書発行者を入力します。



医療費控除の入力

適用控除選択 > 入力方法選択 > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択（セルフメディケーション税制）

入力方法の選択

この入力方法を継続するがかならずにはこのまま

医薬品の領収書から入力して、明細書を作成する

医薬品の購入金額の合計額のみ入力する（別途作成した明細書も提出してください）

医薬品の領収書から入力して、明細書を作成する

- 領収書を参考に入力します。
- 「購入した医薬品」1件ごとではなく、「薬局などの支払先の名称」ごとに金額をまとめて入力できます。
- 医薬品の名称を入力すると、対象となる医薬品名の候補が表示されます。

医薬品の購入金額の合計額のみ入力する

- 医薬品の購入額を集計済みの場合には、合計額を入力することができます。
- 別途作成した「セルフメディケーション税制の明細書」を提出する必要があります。

社会保険料控除

社会保険料控除の概要

あなたや生計を一にする（→46ページ）配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料等がある場合の控除

健康保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料 など

⚠ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引き（特別徴収）されている国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
なお、国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

社会保険料控除の入力

証明書等の入力

社会保険料の支払先から交付された証明書等の入力

⚠ 源泉徴収票に記載のあるものについては、給与所得又は公的年金等の雑所得の画面から入力してください。

給与所得の源泉徴収票に記載されている金額： **1,073,196円**

公的年金等の源泉徴収票に記載されている金額： —

書面で交付された証明書等の入力

源泉徴収票に記載のない社会保険料について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大4件）
※同一内容の重複入力（特に自動入力されたデータとの重複）にご注意ください。

社会保険料の種類	支払保険料	操作
		入力する

データで交付された証明書等の入力

社会保険料の支払先から交付された「xmlデータ」（総括子が[xml]のもの）を取り込んで自動計算しますか？

はい いいえ

社会保険料控除の入力

社会保険料の種類ごとに1件ずつ入力してください。

社会保険料の種類
選択してください

支払保険料
 円

キャンセル 続けてもう1件入力 入力内容の確認

- 社会保険料の種類をプルダウンから選択します。該当する種目がない場合には「その他」を選択し、社会保険料の種類を入力します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票の入力画面で入力した社会保険料は、**自動反映**されますので、源泉徴収票に記載のない社会保険料を入力します。

小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金控除の概要

あなたが次の掛金を支払った場合の控除

- 小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く。）に基づく掛金
- 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）
- 条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

小規模企業共済等掛金控除の入力

⚠ 源泉徴収票に記載のあるものについては、給与所得の画面から入力してください。

給与所得の源泉徴収票に記載されている金額： —

源泉徴収票に記載されていない小規模企業等掛金の入力

独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金
 円

確定拠出年金法の企業型年金・個人型年金加入者掛金（iDeCo（イデコ））
 円

心身障害者扶養共済制度に関する掛金
 円

- 給与所得の入力画面で入力した企業型の確定拠出年金やiDeCoなどの小規模企業共済等掛金は、**自動反映**されますので、源泉徴収票に記載のない小規模企業共済等掛金を入力します。

- 掛金の種類ごとに区分し、掛金の合計額を入力します。

生命保険料控除

生命保険料控除の概要

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合の控除

新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

生命保険料控除の入力

証明書等の入力

保険会社等から交付された証明書等の入力

年末調整済みの源泉徴収票に記載されている生命保険料は、給与所得の入力画面から入力してください。
また、年末調整時に使用した証明書等のXMLデータは、反映させないでください。

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。(最大10件)
※同一内容の重複入力(特に自動入力されたデータとの重複)にご注意ください。

入力内容の一覧

適用制度	保険の種類	支払った保険料の額	保険会社等の名称	操作
				入力する

データで交付された証明書等の入力

保険会社等から交付された「xmlデータ」(拡張子が.xmlのもの)を読み込んで自動計算しますか？

はい いいえ

- 適用制度別に区分して1件別に入力します。
- 選択した適用制度に応じて、入力欄が表示されます。
- 生命保険料の額を入力すると、控除額が**自動計算**されます。

ポイント 年末調整済みの給与所得の源泉徴収票に記載されている生命保険料は、給与所得の入力画面から入力又は訂正します。

生命保険料控除の入力

保険料の証明書等を1件ずつ入力してください。

①適用制度の選択

適用制度を選択してください

②証明書等に記載されている内容を基に入力してください。

実際に支払った一般生命保険料の額

円

実際に支払った介護医療保険料の額

円

実際に支払った個人年金保険料の額

円

③保険会社等の名称(全角28文字以内)

円

見本

令和 年分 生命保険料控除証明書(〇〇用)

契約者	契約	天	地	種
適用制度	新生命保険料控除制度			
契約者番号(証券記号番号)	※証券記号・証券番号は必ず両方とも入力してください。			
保険期間	年			
契約日	令和 年 月 日			

※月分まで支払済みになる場合は支払額を以下のおおききで申告してください。

分類	支払額	控除額(控除限度)	申告額
一般	円	円	円
介護医療	円	円	円
個人年金	円	円	円

証明日 令和 年 月 日

生命保険株式会社

※訂正欄に記入した金額を入力してください。
※控除証明書の様式は保険会社によって異なります。

▶ 保険会社等から取得した控除証明書データを使用する場合

データで交付された証明書等の入力

保険会社等から交付された「xmlデータ」(拡張子が.xmlのもの)を取り込んで自動計算しますか？

はい いいえ

生命保険料控除の入力

証明書等の入力 > データ読込 > データ読込結果

保険会社等から交付されたデータ読込

保険会社等から交付されたデータを読み込みます。
読み込むことができるファイルは、拡張子が.xmlとなっているものに限り、最大50ファイルまで読み込むことができます。

ファイルを選択

前に戻る 選択したファイルを読み込む

生命保険料控除の入力

証明書等の入力 > データ読込 > データ読込結果

保険会社等から交付されたデータ読込結果

読込結果の確認

保険会社等から交付されたデータ読込結果は以下のとおりです。
【証明書に記載された保険料の額】と【実際に支払った保険料の額】が異なる場合には、「訂正」ボタンをクリックして訂正してください。

	読み込んだファイル	保険の種類	証明書に記載された保険料の額	実際に支払った保険料の額	保険会社等の名称	操作
1	生命保険料控除証明書.xml	新一般生命保険料 介護医療保険料	120,000円 120,000円	120,000円 120,000円	国税生命保険株式会社	訂正 削除

- 保険会社等の顧客専用ページなどで取得した控除証明書データがある場合には、データで交付された証明書等の入力に関する質問で「はい」を選択し、ファイルを読み込みます。

- 実際に支払った保険料の額は、控除証明書の証明額を表示しています。
年の途中で解約した場合など、実際に支払った保険料の額が表示されている金額と異なる場合には、「訂正」をクリックして金額を訂正します。

- 読み込んだデータを基に控除額が**自動計算**されます。

▶ マイナポータル連携により控除証明書データを取得した場合

生命保険料控除の入力

証明書等の入力 > データ読込 > データ読込結果

保険会社等から交付されたデータ読込結果

読込結果の確認

マイナポータルから取得した情報、又は保険会社等から交付されたデータ読込結果は以下のとおりです。
【証明書に記載された保険料の額】と【実際に支払った保険料の額】が異なる場合には、「訂正」ボタンをクリックして訂正してください。

	読み込んだファイル	保険の種類	証明書に記載された保険料の額	実際に支払った保険料の額	保険会社等の名称	操作
1	令和4年分 生命保険料控除証明書	新一般生命保険料 介護医療保険料	120,000円 120,000円	120,000円 120,000円	国税生命保険株式会社	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>



計算結果確認 (生命保険料控除)

読み込んだXMLデータ (マイナポータルから取得した情報を含む) を基に計算した控除額は【80,000】円です。

控除額内訳:

一般生命保険分	40,000 円
介護医療保険分	40,000 円
個人年金保険分	- 円

(TA-M759b001)

- マイナポータルを経由して取得した控除証明書の内容が画面に表示されます。
- 実際に支払った保険料の額は、控除証明書の証明額を表示しています。
年の途中で解約した場合など、実際に支払った保険料の額が表示されている金額と異なる場合には、「訂正」をクリックして金額を訂正します。
- 読み込んだデータを基に控除額が**自動計算**されます。

地震保険料控除

地震保険料控除の概要

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料 (いわゆる契約者配当金を除く。) がある場合の控除

※ 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等 (保険期間や共済期間が 10 年以上であって、満期返戻金を支払う旨の特約があり、かつ、平成 19 年 1 月 1 日以後契約の変更をしていないものなど) について、あなたが支払った保険料 (旧長期損害保険料) がある場合を含みます。

保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

地震保険料控除の入力

証明書等の入力

保険会社等から交付された証明書等の入力

年末調整済みの源泉徴収票に記載されている地震保険料は、給与所得の入力画面から入力してください。
また、年末調整時に使用した証明書等のXMLデータは、反映させないでください。

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。(最大10件)
※同一内容の重複入力 (特に自動入力されたデータとの重複) にご注意ください。

入力内容の一覧

保険の種類	支払った保険料の額	保険会社等の名称	操作
			<input type="button" value="入力する"/>

データで交付された証明書等の入力

保険会社等から交付された「xmlデータ」(拡張子が「.xml」のもの) を読み込んで自動計算しますか?

- 保険の種類別に区分して 1 件別に入力します。
- 選択した保険の種類に応じて、入力欄が表示されます。
- 地震保険料の額を入力すると、控除額が**自動計算**されます。
- 地震保険料と旧長期損害保険料の両方の記載がある保険料の控除証明書の場合は、「地震保険料及び旧長期損害保険料」を選択します。
- 控除証明書データやマイナポータル連携を利用する場合は生命保険料控除と同様です。20ページから21ページを参照してください。

ポイント 年末調整済みの給与所得の源泉徴収票に記載されている地震保険料は、給与所得の入力画面から入力又は訂正します。

地震保険料控除の入力

保険料の証明書等を 1 件ずつ入力してください。

① 保険の種類
保険の種類を選択してください

② 証明書等に記載されている内容を入力してください。
実際に支払った地震保険料の額
円

実際に支払った旧長期損害保険料の額
円

③ 保険会社等の名称 (全角28文字以内)
円

見本

令和 年分 地震保険料控除証明書

保険契約者	田根 太郎
証券番号	××××××
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
保険期間	令和 年 月 日から 年間 (地震保険)
控除対象保険料	円
その他	上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

火災保険株式会社 令和 年 月 日

※控除証明書の様式は保険会社によって異なります。

寄附金控除

寄附金控除の概要

あなたが次の寄附金(学校の入学に関するものを除く。)を支出した場合の控除

- 国に対する寄附金 ● 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)
- 独立行政法人及び一定の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対する寄附金
- 日本赤十字社に対する寄附金 ● 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
- 社会福祉法人に対する寄附金
- 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 特定の政治献金
- 認定NPO法人等に対して、その法人に係る認定又は特例認定の有効期間内に支出した寄附金
- 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 など

HP参照:『寄附金控除(ふるさと納税など)を受けられる方へ』

! 確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、**ふるさと納税の全ての金額**を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

- ※ 認定NPO法人等とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定を受けた認定NPO法人(特例認定NPO法人を含む。)をいいます。認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp>)をご覧ください。
- ※ 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益社団法人等に対するものを支出した場合には、それぞれ政党等寄附金特別控除(▶31ページ)や認定NPO法人等寄附金特別控除(▶31ページ)、公益社団法人等寄附金特別控除(▶31ページ)と寄附金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力

寄附先等から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。(最大150件)
※同一内容の重複入力(特に自動入力されたデータとの重複)にご注意ください。

入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類(詳細)	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地 寄附先の名称	操作
				入力する

データで交付された証明書等の入力

寄附先等から交付された「xmlデータ」(拡張子が「.xml」のもの)を取り込んで自動計算しますか？

はい いいえ

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書等1件ずつ入力してください。

寄附年月日
令和 4 年 月 日

寄附金の種類
 寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら

支出した寄附金の金額
円

寄附先の所在地(金角28文字以内)

寄附先の名称(金角28文字以内)

例 寄附金の種類を選択した場合の入力画面

寄附金の種類

寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら

都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税など)

都道府県又は市区町村のどちらに対する寄附金を選択してください。

都道府県に対する寄附 市区町村に対する寄附

リストボックスから都道府県名又は市区町村名を選択すると、寄附先の所在地及び名称が自動的に表示されます。

※ 市区町村を選択した場合は、「都道府県」、「市区町村」の順にそれぞれ選択してください。

都道府県を選択 - 市区町村を選択 -

寄附金の種類

寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら

公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金

「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主務官庁等より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方が選択可能です。お持ちでない方は、「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。

該当するものを選択してください。

住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金

住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金

住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金

住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページで確認ください。
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【参考】
 ホームページの検索例はこちら

- 寄附金の受領証明書などを参考に1件別に入力します。
- 寄附金の種類を選択すると、選択した内容に応じて入力項目が表示されます。
- ふるさと納税を入力する場合、都道府県、市区町村を選択することで、寄附先の所在地及び名称が自動的に表示されます。

! 「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主務官庁等より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方が選択可能です。お持ちでない方は「上記以外の寄附金に該当する寄附金」を選択してください。

ポイント 政党等寄附金等特別控除の適用がある場合には、所得税等の額が小さくなるほうを**自動判定**し適用します。

▶ 寄附先から交付された寄附金受領証明書データを使用する場合

データで交付された証明書等の入力

寄附先等から交付された「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）を取り込んで自動計算しますか？

はい いいえ

- 寄附先からデータで交付された寄附金受領証明書データがある場合には、データで交付された証明書等の入力に関する質問で「はい」を選択し、ファイルを読み込みます。

高附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力 > データ読込 > データ読込結果

寄附先等から交付されたデータ読込

寄附先等から交付されたデータを読み込みます。読み込むことができるファイルは、拡張子が[.xml]となっているものに限ります。最大150ファイルまで読み込むことができます。

高附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力 > データ読込 > データ読込結果

寄附先等から交付されたデータ読込結果

読込結果の確認

寄附先等から交付されたデータの読込結果は以下のとおりです。「確認」ボタンが表示されている項目については、必要に応じて詳細を確認してください。

読み込んだファイル	支出した寄附金の合計額	操作
1 寄附金受領証明書.xml	25,000 円	<input type="button" value="確認"/> <input type="button" value="削除"/>

⚠ 寄附金受領証明書データを利用する場合には、**読込結果の確認画面**で「確認」をクリックして内容を確認してください。

▶ マイナポータル連携により控除証明書データを取得した場合

高附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力 > データ読込 > データ読込結果

寄附先等から交付されたデータ読込結果

読込結果の確認

マイナポータルから取得した情報、又は寄附先等から交付されたデータの読込結果は以下のとおりです。「確認」ボタンが表示されている項目については、必要に応じて詳細を確認してください。

読み込んだファイル	支出した寄附金の合計額	操作
1 令和4年分 寄附金控除に関する証明書	50,000 円	<input type="button" value="確認"/> <input type="button" value="削除"/>

- マイナポータル連携により取得した証明書の内容が画面に表示されます。
- 読み込んだデータを基に控除額が**自動計算**されます。

高附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力 > データ読込 > データ読込結果 > データの内訳

寄附先等から交付されたデータの内訳

寄付者・証明書発行者の情報

寄附者氏名	国税太郎
年間寄附額	50,000 円
証明書発行者名	〇〇〇〇

以下の寄附金の内容を確認してください。

読み込んだ寄附先等から交付されたデータ 2件

寄附年月日	寄附先の法人番号 寄附先の名称 寄附金の種類 寄附金の種類（詳細）	支出した寄附金の金額
令和4年10月1日	00000000000000 〇〇県〇〇市 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など） 上記の寄附金がふるさと納税の対象ではない場合 ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附は住民税の特例の対象にはなりません。 入力した寄附金がふるさと納税の 対象ではない 場合は、以下にチェックを付けてください。 <input type="checkbox"/> 上記寄附金は、ふるさと納税の 対象ではない 寄附である <input checked="" type="checkbox"/> ふるさと納税の対象ではない寄附金について	20,000 円

寡婦・ひとり親控除

寡婦・ひとり親控除の概要

あなたが寡婦又はひとり親(➡46ページ)である場合の控除

設例

合計所得金額が500万円以下である未婚の方(事実上、婚姻関係に当たる方がいない。)で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる場合

➡「未婚」を選択し、表示された質問について、下の画面のとおり順番に回答します。

寡婦、ひとり親控除の入力

寡婦・ひとり親となった理由を選択してください。

未婚

死別

離婚

生死不明

未帰還

事実上、婚姻関係に当たる方がいますか？

[事実上、婚姻関係に当たる方とは](#)

生計を一にする総所得金額等が48万円以下の子がありますか？

[総所得金額等とは](#)

- 「寡婦・ひとり親となった理由」を選択します。
- 選択した内容に応じ、質問が順番に表示されますので、「はい」又は「いいえ」を選択します。

勤労学生控除

勤労学生控除の入力

申告される方が勤労学生に該当する場合は、該当するを選択してください。

[勤労学生についてはこちら](#)

該当する

専修学校等の学生、生徒に該当しますか？

[専修学校等とは](#)

勤労学生控除を年末調整で適用していますか？

勤労学生控除の概要

あなたが勤労学生である場合の控除

※ 合計所得金額(➡46ページ)が75万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。

- 申告される方が勤労学生に該当する場合は、「該当する」にチェックの上、質問が順番に表示されますので、「はい」又は「いいえ」を選択します。

障害者控除

障害者控除の入力

! 申告される方以外の障害者控除に関する入力は、この画面でなく以下の画面から入力してください。

- ・ 配偶者の方が障害者の場合は、「配偶者(特別)控除の入力」画面
- ・ 扶養親族の方が障害者の場合は、「扶養控除の入力」画面

申告者本人の障害者の区分を選択してください。

[障害者の区分がわからない方はこちら](#)

特別障害者

特別障害者以外の障害者

障害者控除の概要

あなたや同一生計配偶者(➡46ページ)、扶養親族(➡46ページ)が、障害者(➡46ページ)や特別障害者(➡46ページ)である場合の控除

! 障害者控除は、配偶者控除(➡25ページ)の適用がない同一生計配偶者や、扶養控除(➡26ページ)の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。

- 申告される方が障害者である場合、障害者の区分を選択します。

! 配偶者や扶養親族について障害者控除の適用を受ける場合は、以下の画面で入力します。

配偶者の方が障害者の場合：[配偶者\(特別\)控除の入力画面](#)
扶養親族の方が障害者の場合：[扶養控除の入力画面](#)

配偶者（特別）控除

配偶者（特別）控除の概要

あなたに生計を一にする(⇒46ページ)配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額(⇒46ページ)に応じて受けられる控除

- あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。

配偶者（特別）控除の入力

！ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方及び白色申告者の事業専従者は、配偶者（特別）控除の対象になりません。夫婦の間で互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名（全角10文字以内）


配偶者の生年月日

 年 月 日

配偶者の障害者の該当

[障害者の該当についてはこちら](#)

障害者の場合は選択してください。 ▾

国外居住親族 

配偶者の方が非居住者である。

[必要書類のご案内](#)

別居の該当

配偶者の方と別居している。

配偶者の所得金額等

[入力方法はこちら](#)

配偶者の給与の **収入** 金額

給与所得の源泉徴収票の支払金額の合計を入力してください。

 円

配偶者の公的年金等の雑所得の **収入** 金額

公的年金等の源泉徴収票の支払金額の合計を入力してください。

 円

配偶者の上記以外の **所得** 金額

収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額を入力してください。

 円

- 配偶者の方の氏名や生年月日等を入力します。
- 配偶者の方に収入がある場合には、その金額を入力します。
- 収入が給与や公的年金等の場合は、源泉徴収票の**支払金額**欄に記載された金額を入力します。
- 収入が給与や公的年金等以外の場合には、収入金額から必要経費等を差し引いた後の**所得金額**を入力します。

ポイント 申告する方と配偶者の方の所得金額に基づき、控除額が**自動計算**されます。

扶養控除

扶養控除の概要

あなたに控除対象扶養親族(⇒46ページ)がいる場合の控除

- ▲ 本年分の合計所得金額が48万円を超える方は、扶養控除の対象になりません。青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方及び白色申告者の事業専従者は、扶養控除の対象になりません。他の納税者の同一生計配偶者又は扶養親族として配偶者(特別)控除、扶養控除又は障害者控除の対象とされている方は、扶養控除の適用はありません。

扶養控除の入力

▲ 配偶者の方は「配偶者(特別)控除の入力」画面から入力してください。
本年分の合計所得金額が48万円を超える方は、扶養控除の対象になりません。
青色申告者の事業専従者としての給与の支払を受けている方及び白色申告者の事業専従者は、扶養控除の対象になりません。
他の納税者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている方は、扶養控除の対象になりません。

扶養親族について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。(最大16歳未満6人・16歳以上6人)

※ 満16歳未満の扶養親族の方をこの画面に入力すると、「住民税等」の入力画面に引き継がれます。

入力内容の一覧

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	年齢	扶養控除額	操作
				障害者控除額	

入力する

扶養控除の入力

扶養親族の情報を入力してください。
※ 満16歳未満の扶養親族の方をこの画面に入力すると、「住民税等」の入力画面に引き継がれます。

扶養親族の氏名(全角10文字以内)

続柄

生年月日

年月日

障害者の該当

障害者の該当についてはこちら
 障害者の場合は選択してください。

国外居住続柄

扶養親族の方が非居住者である。
 必要書類のご提出

別居の該当

扶養親族の方と別居している。

- 扶養親族の方の氏名や生年月日等を入力すると、控除額が自動計算されます。
- 配偶者の方は配偶者(特別)控除の入力画面で入力します。
- 16歳未満の扶養親族の方は扶養控除の対象となりませんが、入力した情報は、住民税等の入力画面に引き継がれます。

例 23歳未満の扶養親族の入力画面

適用要件の確認(所得金額調整控除)

一定の要件を満たす扶養親族がいる場合、所得金額調整控除を適用することができます。

申告される方以外の控除対象となっている扶養親族がありますか?

はい いいえ

上記扶養親族は、特別障害者に該当しますか?

はい いいえ

上記扶養親族は、23歳未満ですか?

はい いいえ

複数該当する場合は、どなたか1名について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。

入力内容の一覧

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	年齢	操作

入力する

申告される方の給与収入が850万円を超えていて、他の入力内容から所得金額調整控除の適用可否の判断ができない場合には、申告される方以外の控除対象となっている扶養親族の有無などの質問が表示されます。回答の結果、要件を満たす場合は所得金額調整控除が適用されます。

例 16歳未満の扶養親族を入力した場合の住民税等に関する事項の入力画面

扶養控除の入力

▲ 配偶者の方は「配偶者(特別)控除の入力」画面から入力してください。
本年分の合計所得金額が48万円を超える方は、扶養控除の対象になりません。
青色申告者の事業専従者としての給与の支払を受けている方及び白色申告者の事業専従者は、扶養控除の対象になりません。
他の納税者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている方は、扶養控除の対象になりません。

扶養親族について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。(最大16歳未満6人・16歳以上6人)

※ 満16歳未満の扶養親族の方をこの画面に入力すると、「住民税等」の入力画面に引き継がれます。

入力内容の一覧

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	年齢	扶養控除額	操作
1 国税一部	子	平成20年5月9日	14歳	0円	訂正 削除

別の扶養親族を入力する

住民税・事業税に関する事項の入力

1 給与・公的年金等以外の所得がある方への入力項目

・給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

特別徴収
 自分で納付

2 16歳未満の扶養親族がいる方への入力項目

扶養親族の氏名(全角10文字以内)	続柄(全角10文字以内)	生年月日	国外居住続柄	年末調整済み	別居の該当
国税一部	子	平成20年5月9日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 16歳未満の扶養親族が障害者に該当する場合には、扶養控除画面に戻って入力を行ってください。

16歳未満の扶養親族を入力すると、扶養控除の対象とはなりませんが、「住民税・事業税に関する事項の入力」画面に自動反映されます。

基礎控除

合計所得金額に応じて、控除額が**自動計算**されます。

基礎控除の概要

あなたの合計所得金額(➡46ページ)が2,500万円以下の場合に適用される控除

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

- ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。
- 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除 (単位: 円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		
医療費控除 ?	入力する		
社会保険料控除 ?	入力する		
障害者控除 ?	入力する		
配偶者控除 ?	入力する		
配偶者特別控除 ?			
扶養控除 ?	入力する		
基礎控除 ?			480,000
合計			480,000

所得控除額の合計

各所得控除の画面で入力された内容に基づき、所得から差し引かれる金額の合計が**自動計算**されます。

所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

- ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。
- 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除 (単位: 円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	訂正・内容確認	✓	230,000
医療費控除 ?	訂正・内容確認	✓	111,400
社会保険料控除 ?	訂正・内容確認	✓	1,380,912
小規模企業共済等掛金控除 ?	訂正・内容確認	✓	180,000
生命保険料控除 ?	訂正・内容確認	✓	40,000
地震保険料控除 ?	訂正・内容確認	✓	25,000
寄附金控除 ?	訂正・内容確認	✓	263,000 税額控除の適用有
寡婦・ひとり親控除 ?	入力する		
勤労学生控除 ?	入力する		
障害者控除 ?	訂正・内容確認	✓	750,000
配偶者控除 ?	訂正・内容確認	✓	380,000
配偶者特別控除 ?			0
扶養控除 ?	訂正・内容確認	✓	1,210,000
基礎控除 ?			480,000
合計			5,050,312

手順 4 ▶ 税額控除等の入力

税額控除・その他の項目の入力

税額控除やその他の項目を入力します。

税額控除・その他の項目の入力

・ 予定納税の入力は「予定納税額」の入力画面から行ってください。入力漏れにご注意ください。

税額控除

(単位：円)

税額控除の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除 ?			?
投資税額等控除 ?	入力する		?
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 ?	入力する		?
政党等寄附金等特別控除 ?	入力する		?
住宅耐震改修特別控除 ?			?
住宅特定改修特別税額控除 ?	入力する		?
認定住宅等 新築等特別税額控除 ?			?
災害減免額 ?	入力する		?
外国税額控除等 ?	入力する		?

その他の項目

(単位：円)

項目	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容等
予定納税額 ?	入力する		前年の納税額が15万円以上の方などで、税務署から予定納税の通知書が送付された方は、 入力漏れにご注意ください。 ※ 源泉徴収税額ではありません。
専従者給与額の合計額 ?	入力する		
青色申告特別控除額 ?	入力する		
平均課税対象金額 ?	入力する		
変動・臨時所得金額 ?			
本年分で差し引く繰越損失額 ?	入力する		前年から繰り越された「上場株式等の譲渡損失」又は「先物取引に係る損失」がある方は、「収入金額・所得金額の入力」画面の「株式等の譲渡所得等」又は「先物取引に係る雑所得等」の入力画面から入力してください。

? をクリックすると、各項目の説明が表示されます。

入力する税額控除の種類やその他の項目の「入力する」ボタンをクリックします。

配当控除

総合課税の配当所得の画面で入力された内容に基づき、配当控除額が**自動計算**されます。

配当控除の概要

次の配当等に係る配当所得がある場合の控除

- 内国法人から支払を受ける配当
- 特定株式投資信託(外国株価指数に投資を行うものを除く。)及び特定証券投資信託の収益の分配
- ※ 外国法人から支払を受ける配当、確定申告不要制度を選択したもの、申告分離課税を選択したもの、その他一定の配当等については配当控除の適用はありません。
- ◆ 特定株式投資信託
特定株式投資信託とは、信託財産が株式のみの証券投資信託のうち、株価指数連動型などの一定の上場投資信託(ETF)などの上場しているものをいいます。
- ◆ 特定証券投資信託
特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。

HP参照:『特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ』

投資税額等控除

適用を受ける税額控除を選択し、適用を受ける控除の計算に関する明細書により算出した控除額の合計額を入力します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の概要

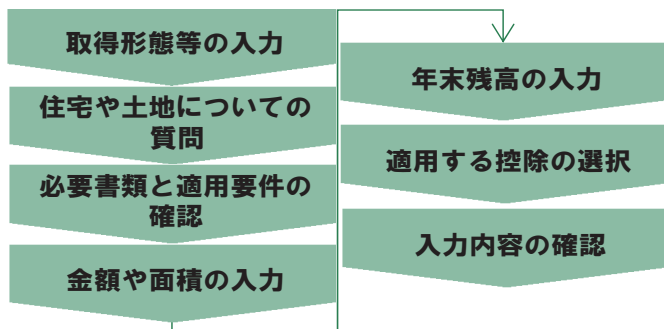
住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして平成20年1月1日以後に居住の用に供した場合で、一定の要件を満たすときの控除

HP参照:『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(新築・購入用)』

『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(住宅の増改築用)』

『東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除は、以下の順に入力します。画面の案内に沿って、質問への回答や金額等の入力を行います。



⚠ 以下の画面は例であり、実際の画面で表示される項目は、入力内容により異なります。

取得形態等の入力

- 住宅の取得形態等の選択内容に応じ、居住を始めた年月日等の入力欄が表示されます。

住宅や土地についての質問

必要書類と適用要件の確認

- 入力に必要な書類が画面に表示されますので確認し、準備します。
 - ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
 - ・ 住宅の登記事項証明書など
 - ・ 住宅の売買契約書や工事請負契約書など
- 「適用要件の確認」に表示されている要件の全てに該当しているかを確認します。

金額や面積の入力

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > **必要事項入力** > 計算結果確認

金額や面積の入力

住宅に関する事項の入力

[住宅と土地の金額が分かれていない場合の入力方法はこちら](#)

新築住宅の契約年月日を入力してください(売買契約書などに記載されています)。
年月日

取得した住宅について当てはまるものを選択してください。
 住宅を新築した方
 新築住宅を購入した方

取得対価の額を入力してください(売買契約書などに記載されています)。
 消費税の記載がある場合、税込みの金額を入力してください。
円

取得対価の額に含まれる消費税及び地方消費税の合計額の金額が、10%の控除により計算されたものですか？
 はい いいえ

床面積を小数点第2位まで入力してください(登記事項証明書に記載されています)。
㎡

土地に関する事項の入力

取得対価の額を入力してください(売買契約書などに記載されています)。
円

面積を小数点第2位まで入力してください(登記事項証明書に記載されています)。
㎡

登記事項証明書に記載された不動産番号を入力する。
 面積を小数点第2位まで入力してください(登記事項証明書に記載されています)。
㎡

登記事項証明書に記載された不動産番号を入力する。
 [不動産番号を入力する方はこちら](#)

- 住宅の売買契約書や工事請負契約書、登記事項証明書などを基に、金額や面積等を入力します。

年末残高の入力

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > **必要事項入力** > 計算結果確認

年末残高の入力

データで交付された年末残高等証明書の入力

金融機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書「xmlデータ」(拡張子が.xmlのもの)を取り込んで自動計算しますか。
 はい いいえ

書面で交付された年末残高等証明書の入力

書面で交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書について、「年末残高証明書を入力する」ボタンをクリックして入力してください。
 入力内容の一覧

住宅借入金等の内訳	年末残高	当初金額	操作
			<input type="button" value="年末残高証明書を入力する"/>

年末残高証明書の入力

①住宅借入金等の内訳
 住宅のみ 土地等のみ 住宅及び土地等

②年末残高
円

③当初金額
円

④摘要欄に連帯債務者の記載がありますか？
 はい いいえ

キャンセル 続けてもう1件入力 入力内容の確認

- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を基に、金額等を入力します。

適用する控除の選択

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > **必要事項入力** > 計算結果確認

適用する控除の選択

適用を受けることのできる控除の説明

以下のいずれかの控除が受けられます。いずれかを選択して確定申告書提出することとなります。その他の全ての年分において選択できませんのでご注意ください。

控除の種類	住宅借入金等特別控除	認定長期優良住宅の場合 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	認定低炭素住宅の場合 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例
控除期間	13年間	13年間	13年間
本年分の控除額	210,000円	350,000円	350,000円
適用を受けるための条件	<ul style="list-style-type: none"> 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し 住宅用家賃証明書(写し可)又は認定長期優良住宅建築証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 認定長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し 住宅用家賃証明書(写し可)又は認定長期優良住宅建築証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素建築物建築等計画認定通知書の写し 住宅用家賃証明書(写し可)又は認定低炭素住宅建築証明書 低炭素建築物の場合、上記に代えて「特定建築物用の住宅用家賃証明書」が必要です。
控除の種類	ZEH水準省エネ住宅の場合 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	省エネ基準適合住宅の場合 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	
控除期間	13年間	13年間	
本年分の控除額	315,000円	280,000円	
適用を受けるための条件	<ul style="list-style-type: none"> 建築士等の住宅省エネルギー性能証明書又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の写し(断熱性能等級5以上及びエネルギー消費量等級6以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 建築士等の住宅省エネルギー性能証明書又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の写し(断熱性能等級4以上及びエネルギー消費量等級4以上) 	

適用を受ける控除の選択

住宅借入金等特別控除
 (認定長期優良住宅に該当) 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例
 (認定低炭素住宅に該当) 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例
 (ZEH水準省エネ住宅に該当) 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例
 (省エネ基準適合住宅に該当) 認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例

- 適用可能な控除の種類や条件を確認し、適用を受ける控除を選択します。

金融機関等から交付された年末残高等証明書データを使用する場合

- 金融機関の顧客専用ページなどで取得した年末残高等証明書データがある場合には、データで交付された証明書の入力に関する質問で「はい」を選択し、ファイルを読み込みます。
- 繰上返済などで実際の年末残高と異なる場合には「訂正」をクリックして金額を訂正します。

データで交付された年末残高等証明書の入力

金融機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書「xmlデータ」(拡張子が.xmlのもの)を取り込んで自動計算しますか。
 はい いいえ

金融機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書データを読み込みます。読み込むことができるファイルは、拡張子が.xmlとなっているものになります。最大10ファイルまで読み込むことができます。

マイナポータル連携により年末残高等証明書データを取得した場合

- マイナポータルを経由して取得した年末残高等証明書の内容が画面に表示されます。

マイナポータルから取得した情報

以下の証明書のデータを使用して申告書の作成を開始します。マイナポータルから取得した証明書のデータの確認や削除をする方は、「証明書の詳細を確認する」ボタンをクリックしてください。マイナポータルから取得した情報以外に別途入力する場合は、後ほど表示される各該当項目から入力してください。

順番	区分	証明書等の種類	備考
1	本人	令和〇年分 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	・当初金額 30,000,000円 ・年末残高 25,000,000円
		国税 太郎 住宅金融支援機構	
2	本人	令和〇年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書	・住宅等の取得対価の額 20,000,000円 ・土地等の取得対価の額 10,000,000円
		国税 太郎	

政党等寄附金等特別控除

寄附金控除で入力した寄附金等のうち、政党等寄附金等特別控除の適用がある場合には、所得税等の額が小さくなるほうを**自動判定**し、適用します。

政党等寄附金等特別控除の概要

● 政党等寄附金特別控除

あなたが行った特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合の控除

〔HP参照：『[政党等寄附金特別控除を受けられる方へ](#)』〕

● 認定NPO法人等寄附金特別控除

あなたが認定NPO法人等に寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除

〔HP参照：『[認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ](#)』〕

● 公益社団法人等寄附金特別控除

あなたが公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に寄附金を支出した場合や、国立大学法人や公立大学法人などに一定の寄附金を支出した場合の控除

〔HP参照：『[公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ](#)』〕

住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅等新築等特別税額控除

住宅耐震改修特別控除等の概要

● 住宅耐震改修特別控除

家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たすときの控除

〔HP参照：『[住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ](#)』〕

● 住宅特定改修特別税額控除

家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等をした場合で一定の要件を満たすときの控除

〔HP参照：『[住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ](#)』〕

● 認定住宅等新築等特別税額控除

認定住宅等の新築や新築の認定住宅等の購入をした場合で一定の要件を満たすときの控除

〔HP参照：『[認定住宅等新築等特別税額控除を受けられる方へ](#)』〕

適用を受ける控除の入力

住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除の入力

耐震改修工事、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等（同居改修工事）、耐久性向上改修工事等のいずれかをした方が該当します。

① 金融機関等からの借入金等がある方へ
借入金等を利用して増改築等をした場合は、この控除に代えて住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。
住宅耐震改修特別控除又は住宅特定改修特別税額控除を適用して確定申告書を提出した場合には、住宅借入金等特別控除との選択替えはできませんのでご注意ください。
住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、前の画面に戻って入力してください。
 制度の違いはこちら

入力

認定住宅等新築等特別税額控除の入力

認定長期優良住宅、認定低炭素住宅又はZEH水準省エネ住宅の新築又は購入をした方が該当します。
また、前年から繰り越された控除未済税額控除額がある方もこちらから入力してください。

① 金融機関等からの借入金等がある方へ
借入金等を利用して認定住宅等の新築等をした場合は、この控除に代えて住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。
認定住宅等新築等特別税額控除を適用して確定申告書を提出した場合には、翌年以降もこの控除を適用することになり、住宅借入金等特別控除との選択替えはできませんのでご注意ください。
住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、前の画面に戻って入力してください。
 制度の違いはこちら

入力

- 適用を受ける控除について、「入力」をクリックし、表示された入力画面で金額等を入力します。
- 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除の入力には、住宅耐震改修証明書又は増改築等工事証明書が必要です。
- 認定住宅等新築等特別税額控除の入力には、住宅の登記事項証明書など、住宅の売買契約書や工事請負契約書などが必要です。

災害減免額

雑損控除で入力した損害の原因が災害で、所得金額などが要件に該当する場合には、所得税等の額が小さくなるほうを**自動判定**し、適用します。

災害減免の概要

所得金額の合計額(※)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財について損害を受けた場合に、その損害額(保険金、損害賠償金などで補てんされる部分の金額を除く。)が、住宅や家財の価額の2分の1以上であるときに受けられる税金の減免

※ 総所得金額等(⇒46ページ)から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。

- 損害について雑損控除(⇒15ページ)を受けた場合には、併せてこの減免を受けることはできません。
なお、いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

外国税額控除等

外国税額控除等の概要

●外国税額控除

令和4年中に納付した外国所得税がある場合などの控除

HP参照:『[外国税額控除を受けられる方へ](#)』

●分配時調整外国税相当額控除

集団投資信託の収益の分配等の支払を受ける場合で一定の要件を満たす場合の控除

外国税額控除の入力

外国税額控除の入力

- 外国税額控除額の計算がお済みでない方
- 外国税額控除額の計算がお済みの方 (外国税額控除の明細書を別途作成される方)

外国税額控除の対象となる外国所得税に関する内容を入力します。また、「金融・証券税制」画面で分配時調整外国税相当額控除の対象となる配当等の入力をしている場合には、分配時調整外国税相当額控除の額が表示されます。

- 個別に入力すると、外国税額控除の明細書が作成されます。
- 外国税額控除の明細書を作成済の場合は、明細書を基に外国税額控除の額などを入力します。

例 外国税額控除額の計算がお済みでない方の入力画面

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日
源泉・申告 (賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額	
B国	利子	源泉所得税	令和4年7月15日	令和4年7月15日
源泉	令和4年1月1日 - 12月31日	(外) 2,000 (金円カマ) (外) 280,000円	令和4年12月31日	(外) 200 (金円カマ) (外) 28,000円

2 調整国外所得の計算
調整国外所得金額を入力してください。
→調整国外所得金額とは
280,000 円

3 外国所得税額の繰越控除金額又は繰越控除限度額の計算
令和5年1月1日時点の住所は政令指定都市に該当しますか?
 はい
 いいえ
 前3年以内の控除余額額の計算
前年の「外国税額控除に関する明細書」を見て、「4 外国所得税額の繰越控除金額又は繰越控除限度額の計算の明細」の【(し) 翌年繰越額】の金額を入力してください。
令和元年前(3年前) 所得税 円

予定納税額(第1期分・第2期分)

※「申告内容に関する質問」(⇒6ページ)で「税務署から予定納税額の通知を受けていますか?」の質問に「はい」を選択した場合のみ表示されます。

予定納税額の入力

→入力例はこちら

実際に納付したかどうかにかかわらず、税務署から送付された「予定納税額の通知書」に記載の第1期分と第2期分の合計金額を入力してください。(予定納税額の合計額を入力する金額は、予定納税基準額ではありません。)
ただし、予定納税額の減額申請書を提出して承認を受けた方は、その減額後の予定納税額の合計金額を入力してください。
※ 源泉徴収税額ではありません。

例 登録情報の確認画面

住所等の情報の確認・訂正

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

e-Tax等への登録情報は次のとおりです

以下の情報により、申告書等の作成を開始します。
訂正や変更がある場合は、「訂正・変更」ボタンをクリックしてください。

本人情報	
氏名(漢字)	国税 太郎
氏名(カナ)	コクセイ タロウ
性別	男
生年月日	昭和43年10月13日

令和4年分の所得税に関する情報	申告の種類	青色
予定納税額	101,200 円	(令和5年1月12日時点の情報)
<input checked="" type="checkbox"/> 予定納税とは		
振替納税	<input type="radio"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 支店	

消費税に関する情報 (令和4年分)

予定納税額の通知書などを参考に、予定納税額の第1期分と第2期分の合計額を入力します。

⚠ 実際に納付したかどうかにかかわらず、入力してください。

⚠ 予定納税額の減額申請書を提出し、減額の承認を受けた場合には、変更後の予定納税額の合計額を入力します。

ポイント

申告書をe-Taxで提出し、予定納税額が通知されている場合には、予定納税額が**自動反映**されます。



予定納税額の入力漏れにご注意ください!!

第1期分と第2期分の合計額(表示例の場合は101,200円)を入力します。

✗「予定納税基準額」(表示例の場合は151,800円)ではありませんので、ご注意ください。

< 予定納税通知書の表示例 >

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)

● 予定納税について

あなたの令和4年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の①の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和4年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	50,600 円
	第2期分	50,600

確定申告の際に、第1期分と第2期分の合計額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用 金融機関名	
予定納税基準額	151,800 円

※ 予定納税の減額承認申請をし、税務署から『令和4年分所得税及び復興特別所得税の減額承認の承認通知書』を受け取った方は、減額承認後の予定納税額を入力してください。

専従者給与(控除)額の合計額

青色事業専従者又は事業専従者がいる場合のみ入力します。

青色事業専従者給与額の入力画面

青色事業専従者給与額の合計額の入力

入力行が不足する場合は、一番下の欄に入力しなかった専従者給与額を合計して入力し、専従者の氏名は「〇〇ほか」のように入力してください。
事業専従者が3人以上いる場合の入力例

・配偶者控除や扶養控除の適用を受けている人は、ここでも専従者には該当しません。

氏名 (全角12文字以内)	生年月日	続柄 (全角5文字以内)	従事 月数	専従者給与額
	年 月 日		月	円
	年 月 日		月	円
	年 月 日		月	円

事業専従者控除額の入力画面

事業専従者控除額の合計額の入力

入力行が不足する場合は、一番下の欄の氏名に「〇〇ほか」のように入力し、専従者控除額を入力してください。
事業専従者が3人以上いる場合の入力例

・配偶者控除や扶養控除の適用を受けている人は、ここでも専従者には該当しません。

専従者の人数 人

氏名 (全角12文字以内)	生年月日	続柄 (全角5文字以内)	従事 月数	専従者控除額
	年 月 日		月	円
	年 月 日		月	円
	年 月 日		月	円

申告の種類（青色・白色）に応じて画面が表示されます。青色申告決算書や収支内訳書を基に入力します。

ポイント 確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書や収支内訳書を作成し、その情報を所得税の申告書に引き継いだ場合には、専従者給与（控除）額の内容が**自動反映**されます。

例 青色申告決算書での専従者給与の入力画面

専従者給与の入力

① 申告準備 → ② 決算書等の作成 → ③ 住所等入力 → ④ 印刷 → ⑤ データ保存

「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額」には年末調整後の金額を入力してください。
なお、年中の途中で退職した方などで年末調整が行われない方については、本年中に徴収した源泉徴収額を入力してください。

氏名 ※全角12文字以内	続柄 ※全角5文字以内	生年月日	従事月数	給料 賞与	支給額 (給料 + 賞与)	所得税及び 復興特別所得税の 源泉徴収額
1 国枝 花子	妻	昭和57年7月7日	12月	960,000円	960,000円	0円

所得税の申告書での専従者給与の入力画面

氏名 (全角12文字以内)	生年月日	続柄 (全角5文字以内)	従事 月数	専従者給与額
国枝 花子	昭和57年7月7日	妻	12月	960,000円
			月	円

(注) 「決算書・収支内訳書作成コーナー」で入力していない事業専従者がいる場合は、「決算書・収支内訳書作成コーナー」で全ての事業専従者を入力する必要があります。このコーナーで入力することはできません。

青色申告特別控除額

青色申告特別控除額の入力

青色申告特別控除額

不動産所得と事業所得がある方は、各所得に係る青色申告特別控除額の合計額を入力してください。
10万円を超える特別控除の適用を受ける方は、正規の簿記の原則に従い取引を帳簿書類に記録し、その帳簿書類に基づき作成した貸借対照表等を確定申告書に添付し、法定申告期限内に提出する必要があります。
また、55万円を超える青色申告特別控除の適用を受ける方は、その適用要件（※）に該当するか、「確定申告書、損益計算書及び貸借対照表を法定申告期限までにe-Taxにより提出する」必要があります。
※ 青色申告特別控除の適用要件等については、[こちら](#)をご確認ください。

円

電子帳簿保存に係る届出書の提出

事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、一定の事項を記載した届出書を提出していますか。
※ 既に電子帳簿保存の要件を満たして55万円を超える青色申告特別控除の適用を受けていた方が、本年分以後も引き続き当該要件を満たしている場合には、一定の事項を記載した届出書を提出していない場合でも「はい」を選択してください。
[電子帳簿保存とは](#)

はい
 いいえ

(注) 青色申告特別控除の特定の適用要件（※）に該当しない場合で、55万円を超える青色申告特別控除の適用を受けるときは、**青色申告決算書**を確定申告書と併せてe-Taxで送信することが必須となります。
※ 青色申告特別控除の適用要件等については、[こちら](#)をご確認ください。

青色申告の方は、青色申告特別控除額を入力します。

! 65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、55万円の青色申告特別控除の要件である(1)正規の簿記の原則で記帳（複式簿記）、(2)貸借対照表と損益計算書を添付、(3)期限内申告に加え、e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出するか、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出することが必要です。

ポイント 確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書を作成し、その情報を所得税の申告書に引き継いだ場合には、青色申告特別控除額が**自動反映**されます。

平均課税対象金額／変動・臨時所得金額

変動所得や臨時所得がある方で平均課税を選択する場合のみ入力します。

平均課税対象金額、変動・臨時所得の金額の入力			
各表の入力欄が不足する場合は、それぞれの表の一番下の欄に記入しきれなかった収入金額等を合計して入力し、種目の欄は「〇〇ほか」のように入力してください。			
1 変動所得・臨時所得の金額			
(1) 変動所得の金額			
→具体的な入力方法はこちら			
(注) 本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下の場合、「(1) 変動所得の金額」の入力は不要です。			
種目(※1) (全角5文字以内)	収入金額 (a)	必要経費 (b)	所得金額(※2) (a)-(b)-青色申告特別控除
	円	円	円
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="button" value="電卓を表示"/>	<input type="button" value="電卓を表示"/>	<input type="button" value="電卓を表示"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
変動所得の合計額			
変動所得の合計額のうち、雑所得に係る金額			<input type="text"/>
※1 種目には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などを入力します。			
※2 青色申告特別控除後の金額を入力してください。			
(2) 臨時所得の金額			
種目(※1) (全角5文字以内)	収入金額 (a)	必要経費 (b)	所得金額(※2) (a)-(b)-青色申告特別控除
	円	円	円
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="button" value="電卓を表示"/>	<input type="button" value="電卓を表示"/>	<input type="button" value="電卓を表示"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
臨時所得の合計額			
臨時所得の合計額のうち、雑所得に係る金額			<input type="text"/>
※1 種目には、権利金、補償金、契約金などを入力します。			
※2 青色申告特別控除後の金額を入力してください。			
2 前々年又は前年の変動所得の金額			
→詳しくはこちら			
(注) この欄に臨時所得の金額は入力しません。			
(注) 本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下の場合、この欄の入力は不要です。			
前々年分の変動所得の金額	<input type="text"/>	円	
前年分の変動所得の金額	<input type="text"/>	円	

- 変動所得や臨時所得に該当する収入等を入力し、平均課税の適用判定を行います。
- 前々年又は前年に変動所得がある場合には、各年の変動所得の金額を入力します。なお、本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下の場合、前々年又は前年の変動所得の入力は不要です。

本年分で差し引く繰越損失額

本年分で差し引く繰越損失額の入力																	
前年分までの所得から差し引くことのできなかった損失、居住用財産に係る通算後譲渡損失や雑損失の金額等を入力してください。																	
※ 前年から繰り越された株式等の譲渡損失については、この画面ではなく、株式等の譲渡所得等の画面から入力を行ってください。																	
提出(送信)した申告書等様式の選択																	
前年分に提出(送信)した損失申告用の申告書等様式を以下から選択してください。																	
<input checked="" type="radio"/> 申告書(損失申告用) 第四表 <input type="radio"/> 申告書(損失申告用) 第四表及び第四表付表																	
※ 令和3年分に生じた居住用財産に係る通算後譲渡損失のみを本年分に繰り越す申告をされる方は、「申告書(損失申告用) 第四表」を選択してください。																	
前年分から繰り越された損失額																	
前年の申告書(損失申告用) 第四表を基に入力してください。																	
→入力例はこちら																	
令和元年年分 (3年前)	<table border="1"> <tr> <td>純損失</td> <td>山林以外の所得の損失 (令和元年が青色の場合)</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災事業用資産の損失(山林以外) (令和元年が白色の場合)</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>居住用財産に係る通算後譲渡損失</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑損失</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> </tr> </table>	純損失	山林以外の所得の損失 (令和元年が青色の場合)	<input type="text"/>	円		被災事業用資産の損失(山林以外) (令和元年が白色の場合)	<input type="text"/>	円		居住用財産に係る通算後譲渡損失	<input type="text"/>	円		雑損失	<input type="text"/>	円
純損失	山林以外の所得の損失 (令和元年が青色の場合)	<input type="text"/>	円														
	被災事業用資産の損失(山林以外) (令和元年が白色の場合)	<input type="text"/>	円														
	居住用財産に係る通算後譲渡損失	<input type="text"/>	円														
	雑損失	<input type="text"/>	円														

- 前年分までの所得から差し引くことのできなかった損失、居住用財産に係る通算後譲渡損失や雑損失の金額等を入力します。
- 前年分までの申告書等を基に入力します。
- 前年分までの繰越損失額について、本年分で差し引いてもなお翌年分以降に繰り越す損失額がある場合には、申告書(損失申告用) 第四表が作成されます。

⚠ 前年から繰り越された株式等の譲渡損失については、この画面ではなく、株式等の譲渡所得等の画面から入力を行ってください。

計算結果確認

収入金額等、所得金額等、所得から差し引かれる金額（所得控除）、税額控除等の入力した内容に基づき、第3期分の税額が自動計算されます。

計算結果確認

納付する金額は、27,700 円 です。

※ 延納の届出をされる方は「延納届出欄」欄の「延納額の入力」ボタンから入力を行ってください。
個人住民税につきましては、確定申告等に基づき市区町村で別途計算されます。

・これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。ご確認ください。
・通帳所通帳のある方は、既に源泉徴収されている場合であっても入力する必要があります。未入力の場合は、「収入金額・所得金額を修正する」ボタンをクリックして入力してください。
・次に進むには、画面下の「次へ」ボタンをクリックしてください。

収入金額等				税金の計算（税額控除等）			
事業	営業等	区分 2 (ア)	40,572,600	課税される所得金額 ((12)-(29))又は第3表	(30)	3,120,000	
	農業	区分 (-)		上の(30)に対する租税 又は第3表(91)	(31)	214,500	
不動産	区分1 区分2 2 (ウ)		1,920,500	配当控除	(32)	8,000	
種子		(エ)		投資租税等控除	(33)		
配当		(オ)	80,000	(特定増設等) 住宅購入金等 特別控除	区分1 区分2 (34)		
給与		(カ)	1,920,500	政党等寄附金等特別控除	(35)~(37)	14,000	
雑	公約年金等	(キ)		住宅耐震改修特別控除等	区分 (38)~(40)		
	業務	区分 (ク)	150,000	差引所得租税 ((31)-(32)-(33)-(34)-(35)- -(36)-(37)-(38)-(39)-(40))	(41)	192,500	
	その他	区分 (ク)		災害減免額	(42)	0	
総合課税	短期	(コ)		再差引所得租税 〔基本所得租税〕 ((41)-(42))	(43)	192,500	
	長期	(ク)		復興特別所得租税 ((43)×2.1%)	(44)	4,042	
一時	(ク)		100,000	所得税及び復興特別所得税の額 ((43)+(44))	(45)	196,542	
所得金額等							
事業	営業等	(1)	5,367,200	外国租税控除等	区分 (46)~(47)		
	農業	(2)		源泉徴収租税	(48)	67,567	
不動産	(3)		1,279,200	申告所得租税 ((45)-(46)-(47)-(48))	(49)	128,900	
種子	(4)			予定納税額 (第1期分・第2期分)	(50)	101,200	
配当	(5)		80,000	第3期分の税額 ((49)-(50))	(51)	27,700	
給与		(6)	1,264,000	還付される税金	(52)		
雑	公約年金等	(7)		その他			
	業務	(8)	130,000	公約年金等以外の合計所得金額	(53)	8,170,400	
	その他	(9)		配偶者の合計所得金額	(54)		
(7)から(9)までの計			(10)	専従者控除額の合計額	(55)	500,000	
総合課税	一時	(11)	50,000	青色申告特別控除額	(56)		
(11) - ((9)-(10))×1/2			(12)	雑所得・一時所得等の 源泉徴収租税の合計額	(57)	15,315	
合計	(12)		8,170,400	未納付の源泉徴収租税	(58)		
収入金額・所得金額を修正する				本年分で差し引く繰越損失額	(59)		
所得から差し引かれる金額（所得控除）				平均課税対象金額	(60)		
社会保険料控除	(13)		1,380,912	変動・臨時所得金額	区分 (61)		
小規模企業共済等掛金控除	(14)		180,000	税額控除・その他の項目を修正する			
生命保険料控除	(15)		40,000	延納の届出			
地震保険料控除	(16)		25,000	申告期限までに納付する金額	(62)		
葬祭、ひとり親控除	区分 (17)~(18)			延納届出額 延納額の入力	(63)		
勤労学生・障害者控除	(19)~(20)		750,000	延納の届出			
配偶者（特別）控除	区分1 区分2 (21)~(22)		380,000	延納届出額の入力			
扶養控除	区分 (23)		1,210,000	延納届出額の入力			
基礎控除	(24)		480,000	延納届出額の入力			
(13)から(24)までの計	(25)		4,445,912	延納届出額の入力			
雑損控除	(26)		230,000	延納届出額の入力			
医療費控除	区分 (27)		111,400	延納届出額の入力			
寄附金控除	(28)		263,000	延納届出額の入力			
合計	(29)		5,050,312	延納届出額の入力			
所得控除を修正する							

延納の届出

延納の概要

確定申告により納付する税金（申告書第一表⑥欄）の2分の1以上の金額を令和5年3月15日(水)までに納付すれば（振替納税利用の場合は、振替日に振替納税することで）、残りの額を同年5月31日(水)まで延納することができます。延納期間中は、年「7.3%」と「利子税特例基準割合」のいずれか低い割合で利子税がかかります。

延納届出額の入力

→税金の延納についてはこちら

円

※ 13,000円が上限です。

- 「計算結果の確認」画面で納付する金額が生じた場合には、延納の届出を行うことができます。
- 画面上に延納の届出が可能な金額の上限額が表示されますので、その範囲内の金額を入力します。

住民税、事業税に関する事項

住民税・事業税に関する事項の入力

1 給与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目

給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

特別徴収
 自分で納付

2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目

扶養親族の氏名 (全角10文字以内)	続柄 (全角5文字以内)	生年月日	国外居住親族	年末調整済み	別居の理由
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 16歳未満の扶養親族が障害者に該当する場合には、扶養控除画面に戻って入力を行ってください。

3 退職所得のある配偶者・親族がいる方の入力項目

配偶者・親族の氏名

氏名:

続柄:

生年月日: 年 月 日

退職所得を除く所得金額

円

障害者の該当

所得金額調整控除の適用を受けている。

寡婦・ひとり親の該当

※ 配偶者控除の入力をされる場合には、配偶者（特別）控除画面に戻って入力を行ってください。
 ※ 扶養控除の入力をされる場合には、扶養控除画面に戻って入力を行ってください。

4 別居の配偶者・親族・事業専従者がいる方の入力項目

別居の配偶者・親族（16歳未満、申告される方以外の扶養親族も含む。）・事業専従者の氏名・住所

姓:

名:

住所:

※ 2名以上いる場合は、「名」又は「住所」欄に「他〇名」と入力してください。

国外居住親族

別居の配偶者・親族・事業専従者が非居住者である。

5 配当所得等がある方の入力項目

非上場株式の少額配当等の金額がありますか?

配当割額控除額 円

6 株式等譲渡所得割額控除がある方の入力項目

株式等譲渡所得割額控除額 円

7 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

所得税で控除対象配偶者などとした専従者

姓:

名:

給与: 円

非課税所得など

円

所得金額: 円

損益計算の特例適用前の不動産所得

円

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除

円

※ 事業用資産の譲渡損失など

● 次の内容について、該当するものを選択又は入力します。

- 1 給与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目
- 2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
- 3 退職所得のある配偶者・親族がいる方の入力項目
- 4 別居の配偶者・親族・事業専従者がいる方の入力項目
- 5 配当所得等がある方の入力項目
- 6 株式等譲渡所得割額控除額がある方の入力項目
- 7 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

所得税等の確定申告書を提出した方は、その確定申告書が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。

住民税や事業税の税額は、所得税等の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。

なお、所得税等の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税の申告書を提出する必要があります。

詳しくは、お住まいの都道府県や市区町村にお尋ねください。

▶ 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法

給与・公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。

※ 給与所得及び令和5年4月1日において65歳以上の方の公的年金等に係る所得に対する住民税については、それぞれ給与又は公的年金から差し引かれます。

▶ 16歳未満の扶養親族

扶養控除の画面で入力した内容が、**自動反映**されます。

▶ 退職所得のある配偶者・親族の氏名等

令和4年中に退職所得（源泉徴収されたものに限ります。以下同じです。）のある配偶者又は親族等の退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下になる場合には、あなたが個人住民税の配偶者（特別控除、扶養控除等）を受けることができます。その場合には、令和4年中に退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名・続柄・生年月日・令和4年分の退職所得を除いた合計所得金額を入力します。

※ 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

● 障害者の該当

令和4年中に退職所得のある配偶者又は親族等が障害者である場合、障害者の区分を選択します。

● 所得金額調整控除

令和4年中に退職所得のある配偶者（同一生計配偶者であって特別障害者である場合に限り）又は扶養親族（特別障害者である場合又は23歳未満である場合に限り）が、あなたの「配偶者控除」、「扶養親族」又は「障害者控除」の対象とならない場合において、個人住民税の所得金額調整控除（※）の適用を受ける場合に選択します（例えば、あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、特別障害者の配偶者がいる場合で、かつ、その配偶者が同居している両親の一方の控除対象扶養親族となっている場合などが該当します。）。

※ 個人住民税の所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。

● 寡婦・ひとり親の該当

あなたが、次に該当する場合は、該当する区分を選択します。

寡婦	令和4年中に退職所得のある扶養親族がいることにより、あなたが寡婦に該当する場合
ひとり親	令和4年中に退職所得のある扶養親族がいることにより、あなたがひとり親に該当する場合

▶ 別居の配偶者・親族・事業専従者の氏名・住所

配偶者・親族・事業専従者のうち、別居している方の氏名と住所を入力します。

なお、控除対象配偶者や扶養親族については、配偶者（特別）控除、扶養控除の各画面でも「別居」を選択する必要があります。

▶ 非上場株式の少額配当等

住民税は、所得税等において確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等についても、他の所得と総合して課税されます。

▶ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

配当所得や株式等の譲渡所得の各画面で入力された内容が、**自動反映**されます。

令和4年中に道府県民税配当割額（5%の税率）が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額及び道府県民税株式等譲渡所得割額（5%の税率）が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、①所得税等の確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税等の確定申告をして所得税等の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。

なお、特定配当等に係る所得及び特定株式等の譲渡所得金額に係る所得について、住民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合は、お住まいの市区町村から住民税の納税通知書が送達される前に住民税の申告書の提出が必要です。

ただし、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額の全てを住民税において特別徴収で済ませること（申告不要）としようとする場合は、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、住民税で申告不要とすることで住民税の申告書の提出が不要となります。

- ※ ①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額には、特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額は含めません。
- ※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続を市区町村が納税者に通知することになっています。

●令和4年中の配当所得及び株式等に係る譲渡所得等が、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額のみであり、その全てを住民税において特別徴収で済ませること（申告不要）としようとする場合（所得税においてもその全てを申告不要とする場合を除きます。）には、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部について、申告不要とすることができます。この場合、原則として、お住まいの市区町村に対する住民税の申告書の提出は不要となりますが、以下の点にご留意ください。

- ※ 住民税において、配当所得及び株式等に係る譲渡所得等のうち一部でも申告するものがある場合には、申告不要を選択することはできません。
- ※ 上場株式等の配当等のうち大口株主等が支払を受けるもの、非上場株式の配当等（所得税において申告不要とする非上場株式の少額配当等を含みます。）、上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収口座以外のもの）又は非上場株式の譲渡所得等を有する場合には、住民税において申告不要とすることができません。
- ※ 住民税において、所得税と異なる控除の適用を受けようとする場合には、別途、住民税の申告書の提出が必要となる場合がありますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
- ※ 申告不要を選択し、住民税の申告書を提出しない場合には、住民税において上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用ができませんのでご注意ください。

▶ 所得税で控除対象配偶者などとした専従者

所得税で一定の理由に基づき専従者給与届出書を提出しないで配偶者控除や扶養控除の対象とした方を、住民税や事業税では青色事業専従者とすることができます（青色事業専従者の要件は、所得税の場合と同様）。

これに該当する専従者がある場合には、その方の氏名と給与の額を入力します。

▶ 非課税所得など

事業税の税率が異なる事業や非課税の事業に該当するかを確認し、該当する番号とその所得金額を入力します。

事業税には、課税されるものと非課税のものがあります。また、事業の種類により税率等が異なります。

① 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に示す事業より生ずる所得がある場合

1. 畜産業から生ずる所得（農業に付随して行うものを除く。）
2. 水産業から生ずる所得（小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。）
3. 薪炭製造業から生ずる所得
4. あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得
ただし、両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の人が行う場合は事業税が課されませんので「10」を入力してください。
5. 装飾師業から生ずる所得

② 次に示す非課税所得がある場合

6. 林業から生ずる所得
7. 鉱物掘採（事）業から生ずる所得
8. 社会保険診療報酬等に係る所得
9. 外国での事業に係る所得（外国に有する事務所等で生じた所得）
10. 地方税法第72条の2に定める事業に該当しないものから生ずる所得

◆ 地方税法第72条の2に定められている事業

- | | | |
|---------|---------------|-----------|
| ・物品販売業 | ・仲立業 | ・獣医業 |
| ・保険業 | ・問屋業 | ・装飾師業 |
| ・金銭貸付業 | ・両替業 | ・弁護士業 |
| ・物品貸付業 | ・公衆浴場業 | ・司法書士業 |
| ・不動産貸付業 | ・演劇興行業 | ・行政書士業 |
| ・製造業 | ・遊技場業 | ・公証人業 |
| ・電気供給業 | ・遊覧所業 | ・弁理士業 |
| ・土石採取業 | ・商品取引業 | ・税理士業 |
| ・電気通信事業 | ・不動産売買業 | ・公認会計士業 |
| ・運送業 | ・広告業 | ・計理士業 |
| ・運送取扱業 | ・興信所業 | ・社会保険労務士業 |
| ・船舶定係場業 | ・案内業 | ・コンサルタント業 |
| ・倉庫業 | ・冠婚葬祭業 | ・設計監督者業 |
| ・駐車場業 | ・畜産業 | ・不動産鑑定業 |
| ・請負業 | ・水産業 | ・デザイン業 |
| ・印刷業 | ・薪炭製造業 | ・諸芸師匠業 |
| ・出版業 | ・医業 | ・理容業 |
| ・写真業 | ・歯科医業 | ・美容業 |
| ・席貸業 | ・薬剤師業 | ・クリーニング業 |
| ・旅館業 | ・あん摩、マッサージ又は指 | ・歯科衛生士業 |
| ・料理店業 | 圧、はり、きゅう、 | ・歯科技工士業 |
| ・飲食店業 | 柔道整復その他 | ・測量士業 |
| ・周旋業 | の医業に類する | ・土地家屋調査士業 |
| ・代理業 | 事業 | ・海事代理士業 |
| | | ・印刷製版業 |

▶ 損益通算の特例適用前の不動産所得

土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して算定した金額（所得税における損益通算の特例適用前の不動産所得の金額）を入力します。

⚠ 不動産所得や決算書・収支内訳書作成コーナーで入力した内容は反映されませんのでご注意ください。

▶ 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を入力します。

⚠ 決算書・収支内訳書作成コーナーで入力した内容は反映されませんのでご注意ください。

▶ 事業用資産の譲渡損失など

該当する金額を入力します。

次の①又は②に該当する損失の金額を入力します。

① 事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産（土地、構築物、建物、無形固定資産を除く。）を、その事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失

② 事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失

※ 事業税では、上記の損失がある場合には、損失の生じた年(①については損失が生じた年において青色申告書を提出することが認められている場合に限る。)以後連続して申告をする場合に限り、その損失等の金額を翌年以後3年間に繰り越して控除できます。

▶ 前年中の開（廃）業

令和4年の途中で開業又は廃業した場合は、プルダウンから「開業」又は「廃業」を選択し、その月日を入力します。

▶ 他都道府県の事務所等

他の都道府県に事務所等がある場合は、「他都道府県の事務所等」欄のをチェックします。

事業税は事務所又は事業所が所在する都道府県により課税されます。複数の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、所得金額をその事務所又は事業所の従業者数に応じて、分けて課税されます。

事業税についてお分かりにならない点がございましたら、各県税事務所等にお尋ねください。

なお、各県税事務所等からも事業税の課税に関して必要な事項（複数の都道府県に事務所又は事業所がある場合の所在地・各月の末日現在の従業者数など）をお尋ねすることもあります。

住所、氏名等の入力

住所・氏名等入力

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

納付について

あなたの納付額は **27,700円** です。

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。
申告書の提出後に、お振替から納付の旨の通知が税務署等から送られてきますので、ご注意ください。
納付方法の詳細については、[「申告書」から手続を行う](#)をご覧ください。
個人住民税につきましては、税を申告等に基づき市町村で別途計算されます。

納付手続名	納付方法
振替納税	あなたが振替納税をご利用の金融機関等は次のとおりです。 期限内に申告された場合に限りご利用いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ●申告書の提出先税務署が変わった方 振替納税の届出を希望される方は、チェックボックスを選択してください。 なお、振替納税を利用する金融機関を変更する場合は、改めて振替納税の届出が必要となります。 ●申告書の提出先税務署が変わらない方は、チェックボックスの選択は必要ありません。
スマホアプリ納付	「国税スマホアプリ決済専用サイト」(外部サイト)上での手続きにより、納付委託先へ金融納付を委託する方法です。 メッセージボックスから納付手続を行ってください。 利用可能なPay払いに該当してください。 <ul style="list-style-type: none"> <注意事項> スマホアプリ納付をした場合、納付済納税証明書の発行が不可能となり、3週間程度かかる場合があります。
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付又はインターネットバンキング等から納付する方法です。 <ul style="list-style-type: none"> <注意事項> インターネットバンキング等を利用して納付される場合は、期間のための手数料がかかる場合があります。
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払いサイト」(外部サイト)上での手続きにより、納付委託先へ金融納付を委託する方法です。 <ul style="list-style-type: none"> <注意事項> クレジットカード納付をした場合、納付済納税証明書の発行が不可能となり、3週間程度かかる場合があります。
コンビニQR納付	申告書とともに、コンビニ納付用QRコードを出力し、利用可能なコンビニエンスストアで納付する方法です。 利用可能なコンビニエンスストアは こちら をご覧ください。 <ul style="list-style-type: none"> <注意事項> コンビニ納付をした場合、納付済納税証明書の発行が不可能となり、3週間程度かかる場合があります。
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。 納付は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口で可能です。

通知方法の選択 **選択**

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの通知を希望しますか？

はい いいえ

※ e-Taxで通知が省略された場合、e-Taxでご覧になっているメールアドレスへ送られます。マイナンバーカードでe-Taxにログインして通知を確認してください。

詳細方法は[こちら](#)

※ e-Taxでの通知がない場合は、郵送で通知が送付されます。

住所・氏名等の入力

制約文字数を超えたり、省略可能な文字(マッシュン名等)は省略して入力しても差し支えありません。

納税地情報

納税地 **選択**

住所 郵便番号 - [郵便番号から住所を入力](#)

住所又は事業所等

郵便番号 - [郵便番号から住所を入力](#)

郵便局 東京都 市町村 千代田区

町名・番地

建物名・号室

令和5年1月1日の住所 **選択**

令和5年1月1日の住所は上記と同じですか？

はい いいえ

申告書提出する税務署

提出先税務署 **選択**

郵便局 東京都 税務署 麹町

郵便番号

税務署から送付された申告書に、郵便番号が記載されている場合は、この番号を入力してください。

提出年月日 年 月 日

氏名等

氏名(カナ)

セイ (全角11文字以内) メイ (全角11文字以内)

氏名(漢字) **選択**

姓 (全角10文字以内) 名 (全角10文字以内)

電話番号

(半角数字合計14桁以内) - -

連絡先区分

世帯主の氏名

ご自身が世帯主

(全角10文字以内)

世帯主からみた続柄

(全角5文字以内)

職業

(全角11文字以内)

番号・番号

(全角30文字以内)

住所、氏名等の入力画面は申告内容を入力した後、表示されます。

▶ 還付について (還付金額がある場合)

- 還付金の受取口座等を入力します。42ページを参照してください。

⚠ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名等のみの口座をご利用ください。預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合や名義が旧姓のままであるなどの場合は、振込みできないことがあります。

ポイント 自宅等からe-Taxで提出された還付申告は3週間程度で処理しています。

▶ 納付について (納税額がある場合)

- 納付方法が画面上に表示されます。
- 新たに振替納税の手続をするための振替依頼書や納付額が30万円以下の場合にコンビニエンスストアで納付できるQRコードを作成することができます。

▶ 住所、氏名等の入力

- 入力した郵便番号から住所を表示することができます。また、申告書を提出する税務署も表示されます(郵便番号で税務署を特定できない場合は、提出先税務署を選択します。)

住所地以外の事業所や事務所、居所などの所在地を管轄する税務署に申告をする方は、納税地の「事業所等」ボタンをクリックして、事業所等の所在地を入力します。

- 建物名などを入力すると文字数制限を超えるときは、入力を省略してください(例：マンション名を省略して入力)。
- 申告する方が世帯主である場合、世帯主の氏名欄の「ご自身が世帯主」をクリックすることで氏名(漢字)が表示されます。
- 個人事業者の方は、事業の内容を具体的に入力します(青果小売業、自動車板金塗装業など)。複数の事業を兼業している方は、全ての事業について入力します。
- 収入が給与や公的年金等のみの場合は、屋号・雅号欄の入力は不要です。なお、屋号や雅号が文字数制限を超えるときは、送信準備画面の特記事項欄に入力してください。

還付される税金の受取場所

住所・氏名等入力

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

還付金額について

あなたの還付金額は **34,204円** です。

受取方法の選択 **戻る**

還付金の受取には、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告される方ご本人名義の口座に限り）。
 公金受取口座を登録済みの方で、当該口座への振込みを希望される場合は、「公金受取口座への振込み」を選択してください。
 入力に誤りがあった場合や受取人名義の口座情報を入力された場合などは、振込不能となり、還付金の振込手続きができませんのでご注意ください。

ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み

ゆうちょ銀行への振込み

ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

公金受取口座への振込み

計算の結果、還付金が生じた場合には、受取方法を選択し、受取口座等を入力します。

※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみのお口座をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。

● 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合 ● 名義が旧姓のままである場合

※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

公金受取口座の登録・利用

還付金の受取口座として入力した預貯金口座を公金受取口座として登録する場合には、「公金受取口座の登録」で「登録する」を選択します。

※ 上記の方法のほか、マイナポータルからも公金受取口座の登録が可能です(<https://myna.go.jp>)。

※ 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いいたします。

※ 公金受取口座の変更を行う場合は、マイナポータルから変更の手続きを行ってください。

また、公金受取口座への振込みを希望（既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。）する場合には、「公金受取口座への振込み」を選択します。

※ 納税管理人を指定している場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座が還付金の振込先となります（納税管理人名義の口座を公金受取口座として登録・利用はできません。）

▲ 確定申告書に申告者ご本人のマイナンバー（個人番号）が正しく入力されていない場合や本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合は、公金受取口座を登録・利用することはできません。また、預貯金口座の情報が正しく入力されていない場合も、公金受取口座を登録することはできません。公金受取口座の登録結果については、マイナポータルから必ず確認してください（※）。

詳しくは、デジタル庁ホームページ「所得税の確定申告手続における登録について」をご覧ください (https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_faq_03)。

※ 確定申告で還付金を受け取ることができる金融機関であっても、公金受取口座として登録できない場合があります。公金受取口座として登録できる金融機関はデジタル庁ホームページをご覧ください。

○ 公金受取口座登録制度とは

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)。

なお、制度に関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

○ 0120-95-0178（マイナンバー総合フリーダイヤル）

受付時間 平日：9時30分から20時00分まで

土日祝：9時30分から17時30分まで（年末年始を除く。）

また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約 (https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoukiyaku.html) もご確認ください。

○ 登録情報の確認・登録口座の変更・登録の抹消について

公金受取口座の登録状況の確認、登録口座の変更、登録の抹消を行う方は、マイナポータルからお手続きください(<https://myna.go.jp>)。

マイナンバーの入力

住所、氏名等の入力後、マイナンバーの入力画面が表示されます。

● 申告する方や扶養親族等でマイナンバーの入力が必要な方の入力欄が表示されます。

● 「入力値を表示する」にチェックをつけると、入力しているマイナンバーを確認することができます。

マイナンバーの入力

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

マイナンバーがお分かりにならない場合は、「次へ進む」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

氏名	続柄	生年月日	マイナンバー（半角数字12桁）	入力値を表示する
1 国税 太郎	本人	昭和43年10月13日	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
2 国税 花子	配偶者	昭和57年7月7日	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>

手順5 ▶ 確定申告書の送信・データ保存

送信前の申告内容確認

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > **申告書等の送信・印刷** > 終了

! 申告書等はまだ送信されていません。
次の画面以降で送信をしてください。

確認する帳票の選択

確認する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書等送信票(兼送付書)
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第一表【申告内容確認票】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第二表【申告内容確認票】

確認の手順

手順1 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックし、PDFファイルを保存してください。

手順2 保存したPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示し、内容に誤りがないか確認してください。

帳票の確認で分からないことがある方はこちら

帳票表示・印刷

- 申告書の送信前に、申告書の内容に誤りがないか、帳票を表示して確認します。「帳票表示・印刷」ボタンをクリックすると、送信前の帳票をPDF形式で確認できます。

送信準備

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > **申告書等の送信・印刷** > 終了

! e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前に[こちら](#)をご確認ください。
利用可能時間外の場合、画面下の「入力データを一時保存する」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

令和5年3月15日(水)の24時を過ぎて受信した**確定申告義務がある方**の令和4年分の所得税確定申告データは、**確定申告期限後**に提出されたものとなりますのでご注意ください。

申告書に添付するデータ(xmlデータ)の送信

入力された申告書のほか、税務代理権限証書等のデータを一緒に送信しますか？

はい いいえ

税理士等に関する入力欄

税理士等に関する入力がありますか？

はい いいえ

登記情報に関する入力欄

登記情報に関する入力がありますか？

はい いいえ

特記事項

特記事項に関する入力がありますか？

はい いいえ

市販の会計ソフト等を利用する場合

送信を中断し、市販の会計ソフト等を利用しますか？

はい いいえ

マイナンバーカード認証方法の変更

認証方法を変更する場合は、以下のいずれかを選択してください。 **必須**

QRコード

ICカードリーダライタ

- マイナンバーカード認証方法を確認し、変更する場合は変更後の方法を選択します。

- 「送信する」ボタンをクリックして、確定申告書データを送信します。

⚠ e-Taxの送信画面の前にマイナンバーカードの読み取りを求められることがあります。この場合は、画面の案内に沿って操作してください。

確定申告書データの送信

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

e-Tax送信

確定申告書データを送信しますので、「送信する」ボタンをクリックしてください。
その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをクリックすると、確定申告書データが送信されます。

送信準備へ戻る **送信する**

- 送信結果が表示されます。確定申告書が正常に送信された場合は、「正常に送信が完了しました。」と表示されます。

送信結果の確認

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

送信結果の内容

正常に送信が完了しました。

送信結果	以下の内容で令和4年分の確定申告書データが正常に送信されました。 なお、以下の情報は次の画面以降で印刷する帳票でも確認できます。
提出先	京橋税務署
利用者識別番号	0000-0000-0000-0000
氏名又は名称	国税 太郎
受付番号	0000-0000-0000-0000-0000
受付日時	
年分	令和4年分

- 「帳票表示・印刷」ボタンをクリックすると、送信後の帳票をPDF形式で確認できます。

送信票兼送付書等印刷

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

印刷に当たっての留意事項

- 送信票兼送付書等はAdobe Acrobat Readerで表示・印刷しますので、インストールしていない方は、「[推奨環境](#)」のバージョンを確認し、ダウンロードしてください。
[ダウンロードはこちら](#)
- 送信票兼送付書等は、A4サイズの「[普通紙](#)」を使用して、[白黒又はカラーで片面印刷](#)してください。
- プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して送信票兼送付書等の印刷をすることができます。
[プリントサービスの詳細はこちら](#)

印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書等送信票(兼送付書)
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第一表【申告内容確認票】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書第二表【申告内容確認票】

帳票表示・印刷

手順1 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックし、PDFファイルを保存してください。
手順2 保存したPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示し、印刷してください。
[帳票の印刷や保存で分からないことがある方はこちら](#)

帳票表示・印刷

受付番号：

令和04年分の申告書等送信票（兼送付書）

この送信票（兼送付書）は、電子データで送信した書類や別途税務署に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。提出する書類のない方は、この送信票（兼送付書）の提出は不要ですので、送信書類の確認用としてご利用ください。

(〒100-8978)	
住 所	東京都千代田区霞が関3-1-1
氏 名	コクセイ タロウ 国税 太郎
整理番号	利用者識別番号
受付日時	受付番号
税理士等 氏名・名称	税理士等 電話番号 ()
特記事項	

「別途提出」欄に○印のある書類は、この送信票（兼送付書）と一緒に提出してください。

電子 送信	提出 省略	別途 提出	送信（送付）書類名
○			申告書第一表
○			申告書第二表
		○	収支内訳書（一般用・営業等）
		○	収支内訳書（不動産所得用）

添付書類の 提出	提出書類	この送信票（兼送付書）と上記「別途提出」欄に○印のある書類
	提出先	事業所等の所在地の所轄の税務署（右下に表示されている税務署）
	提出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函

- 左の申告書等送信票（兼送付書）の「別途提出」欄に○印がある書類は、印刷した送信票（兼送付書）と一緒に提出先の税務署へ提出してください。

申告書を送信した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > **終了**

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。
詳しくは、[新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)をご確認ください。

i マイナンバーカードの有効期限にご注意ください
 令和元年（2019年）中にマイナンバーカードを取得された方については、令和5年（2023年）中に電子証明書の有効期限が切れる場合があります。
 電子証明書の有効期限が切れると来年の確定申告でe-Taxをご利用できなくなります。
 更新は有効期限の3ヶ月前から可能ですので、お住まいの市区町村の窓口で、お早めの更新をお願いいたします。
 [有効期限の確認方法はこちら](#)

入力データの保存 入力データを保存しておく、来年の申告書等の作成に利用することができます。

入力データを保存する

添付書類の提出準備 以下の添付書類を準備してください。
 書類名をクリックすると、見本を確認することができます。
 ● [収支内訳書（一般用・営業等）](#)

アンケートのお願い このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。
 アンケートの回答は任意です。

アンケートに回答する

他の申告書等を作成する方
 へのご案内 住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの申告書や他の年分の申告書を作成することができます。
 作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。

他の申告書等を作成する

- 確定申告書を送信した後は、「申告書を送信した後の作業について」をご確認ください。

- 「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、作成した確定申告書のデータを保存することができます。入力データを保存しておく、来年の確定申告書を確定申告書等作成コーナーを使用して作成する際に利用することができます。
- 「アンケートに回答する」ボタンをクリックすると、確定申告書等作成コーナーに関するアンケートに回答することができます。ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。

2. 用語の解説・お知らせ

この手引きにおいて使用している用語の解説です。

◆ 総所得金額等

次の①と②の合計額に、**退職所得金額**、**山林所得金額**を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(▶13ページ)後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、次の「**繰越控除**」を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

◆ 合計所得金額

次の①と②の合計額に、**退職所得金額**、**山林所得金額**を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(▶13ページ)後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、「◆ 総所得金額等」で掲げた「**繰越控除**」を受けている場合は、**その適用前の金額**をいいます。

◆ 生計を一にする

日常生活の資を共にすることをいいます。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

◆ ひとり親

現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※1)がいること
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※2)がいないこと

※1 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。

※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫(未届)」などと記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻(未届)」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。

◆ 寡婦

上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方
 - ・ 夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族(※1)を有する方
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※2)がいないこと

国税庁ホームページのタックスアンサーでは、このほかの用語についてもキーワードで検索できます。

※1 合計所得金額48万円以下の方に限ります。なお、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。

※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫(未届)」などと記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻(未届)」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。

◆ 障害者

令和4年12月31日(年途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方

- 身体障害者手帳や療育手帳(※)、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
 - ※ 「療育手帳」は、「愛護手帳」、「愛の手帳」や「みどりの手帳」など各自自治体によって別の名称で呼ばれていることがあります。
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など

◆ 特別障害者

障害者のうち、次の特に重度の障害のある方

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- 療育手帳に障害の程度が重度として「A」(「マルA」、「A2」など)と表示されている方
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など

◆ 同一生計配偶者

あなたの配偶者で、次のいずれにも該当する方

- 令和4年12月31日(年途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている。
- 合計所得金額が48万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

◆ 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

◆ 扶養親族

令和4年12月31日(年途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する方

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は市町村長から養護を委託された老人である。
- あなたと生計を一にしている。
- 合計所得金額が48万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

◆ 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、平成19年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)

◆ 国外居住親族

非居住者(国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない個人)である親族をいいます。確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者(特別)控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る『親族関係書類』及び『送金関係書類』の添付等が必要です。

～お知らせ～

○ 申告書等の添付書類について

確定申告書及び修正申告書(以下「申告書等」といいます。)については、源泉徴収票等の以下の書類の添付又は提示は不要です。

ただし、税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等を忘れずにお持ちください。(添付が不要となる書類)

- ・ 給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ・ 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける場合の相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類

～市区町村からのお知らせ～詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

○ 年金所得者に係る確定申告不要制度に伴う個人住民税の申告について

年金所得者に係る確定申告不要制度により所得税等の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは個人住民税の申告が必要です。

- ① 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除の適用を受けるとき
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

○ 公的年金等に係る個人住民税の特別徴収(引き落とし)について

令和4年度において公的年金等からの特別徴収の対象となっていた方は原則として引き続き特別徴収により納税いただき、令和4年4月3日から令和5年4月2日までに誕生日を迎え65歳になられた方は、令和5年度より新たに特別徴収の対象者となります。

○ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において総合課税又は申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

上場株式等に係る譲渡所得等についても、個人住民税において申告分離課税を選択する場合には、上記と同様、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。申告分離課税を選択した場合には、損益通算してなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、個人住民税においてその適用を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

なお、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択することが可能です。その場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出する必要があります。

○ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除(➡28ページ)額がある場合、翌年度分(令和5年度分)の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。

この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要がありますのでご注意ください。

～商標について～

- ・ 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
 - ・ Android、Chrome、Google、Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
 - ・ iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
 - ・ iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
 - ・ Microsoft Edge、Windowsは、米国Microsoft Corporationの、米国およびその他の国における登録商標または商標です。
 - ・ その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。
- なお、本文中では(R)、TMは明記していません。